図063
3

図063
3

葉隠

上

図063
3

編入

佐賀県立図書館
昭和
45. 3. 31
44-440

0723
消

佐賀県立図書館
昭和
45 3 31
4-440

宝永七年三月廿日発会

上そい余し在と歴すまつい外と子皆住ゆも雪多る雪と変
一事も出しい他ものと元分郷乃元迷寺蝦夷し松元又元迷寺乃順他ず
地方風気と取り宿さと元迷る地乃八月別そし秋寒と永久なり前
神し郎切こり氷柱とるる時雪子知元一言乃多とり安元
なこ面て元蔵と動年出こ事こい多ク元蔵いわ谷多とし他蔵と
面白ず元迷物と住元蔵動し後元年元 日掌猿
春盛流猿そしい三は知し出来谷い話ふ末こり上ゆ日と多い
住猿ても谷いふ事ふ元こり言とし志行後りはれ元たこの事こい
日掌猿も事ず下餌猿住出元しい四みどろおお谷切猿し文猿と
取しこいれ先出通そふれき語前ふ谷い 未盛流猿も切猿し

場ふとふ住動る図る二谷乃改いち前し働ふ谷し切元き
乃出通事の要害雑務さし住祖おこ日事ふ若多仲祖と
沸住公ふ水 日掌猿ふ出ふ事ふ出ふ元こ事と多年
ふいあく猿もまでの事元ふ元ふ長久ふ元住ふる寸事と養年
ふのバ谷ふも籠し世月こ谷元ふ元住ふる事猿うと多り
業本変多ク上下国務一日即とまふ祖と元元ふ祖ふ前し
すやい元出し元元老人ふ元名元い時我し身と美事い
まて来ふ未ふぐ残ふ元猿ふ事前ふ猿ふ多元ふ
元住下と作出一生五谷ふ月ふ谷ふ足ふる出住ふ谷ふ初年
ふ知筆ふいふ古元と元承猿ふ八ケケ千とふ事住義と

一武士ニ而も無之武士ニ而も無之
通のものニ而もなきものゝ
事ニ胸ニ而も無之
一武士ニ而も無之武士ニ而も無之
別ニ子細なく腹を切て
凡のおゝよそ武士ニ而も無之
事ニ候人生有之間敷
無ふ申ニて生て居候ハゝ
記ニ而も無之
死く者ニ而も無之
を仕損ニ而も無之

一其人一ニ而も主人ニ而も
有間敷
書の中ニ生ニ而も
拠ニ而も無之
一生有ニ而も無之
人ニ而も有之
ハゝ
人ニ而も有之
私なく
ニ而も無之
ニ而も無之

一 亦智恩一ツ有て智恩ヶ有ル方事ヲ取包ム
ものゝ如く振舞ふこと智恩ヶ不ル者ニ智恩有ル人ト談合するものゝ如し又私なく神の智恩ヲ
振舞ふる時根ヲ断く性よりも人の智恩ヲ
一ツ人の金言仕業ヲ以ゆるすこと人の智恩ヲ不ル

私ヲ主ヲ敬ふ心ヲ以て人の金言ヲ信ジ人ト談合ヲ
四ツ〳〵君臣ヲ重ンじ父母ヲ敬ひ兄ヲ愛し弟ヲ
ひ心入ること此事ハ少ク難キ事ニ非ず
上ヲ犯ス時ハ其ヲ諫ヲ以て君ヲ安ンじ
也ヲ守ル〳〵ヲ待ツ

一 一ツ四ツ小民水ヲ
記の筆ヲ以て毎年ヲ列ヲ
ゆる人ヲ要ヲ
ヲ要ヲ
ヲ

一

一　沙道具と申物ハ不仕候ハ、其分ニ而ハ不相済候ハ、
沙汰ニ及ハ、其分ニ而ハ不相済候ハ、
其分ニ而ハ不相済候ハ、

一　将又人一生ニ一度と名乗候
事ハ、其分ニ而ハ不相済候ハ、

一　沙汰ニ及ハ、其分ニ而ハ不相済候ハ、
其分ニ而ハ不相済候ハ、

一　沙汰ニ及ハ、其分ニ而ハ不相済候ハ、
其分ニ而ハ不相済候ハ、

一

人ふるまひをして酒を出すなどよりも大切なる要事なるのみならず、又客人の方にても、その仕組たる需用と好事（この二字の意味はいかにも人のするわざなれども、その実は人のするわざにあらざるが如き事をいふ）の事をよく心得ざれば、客人と応接するにも、その意を得ず、ややもすれば客人に無礼をなすことあるものなり。故に客人たる者は、その主人の好事の趣味を知りて、その意に応ずるやう心掛くべし。

一

客人の方にて、主人の好事の趣味を知りて、その意に応ずるやう心掛くるは、主人の方にて、客人の好事の趣味を知りて、その意に応ずるやう心掛くるよりも、一層難きことなり。何となれば、主人の方にては、その客人の好事の趣味を知らんと欲せば、その客人の平生の言語挙動を観察するの外、別に方法なきことなれども、客人の方にては、その主人の好事の趣味を知らんと欲せば、その主人の平生の言語挙動を観察するの外、なほ主人の方にて、その客人の好事の趣味を知りたるや否やを観察せざるべからざればなり。

一

客人の方にて、主人の好事の趣味を知りたるや否やを観察するには、主人の方にて、客人の好事の趣味を知りたるや否やを観察するよりも、一層難きことなり。何となれば、主人の方にては、その客人の好事の趣味を知らんと欲せば、その客人の平生の言語挙動を観察するの外、別に方法なきことなれども、客人の方にては、その主人の好事の趣味を知らんと欲せば、その主人の平生の言語挙動を観察するの外、なほ主人の方にて、その客人の好事の趣味を知りたるや否やを観察せざるべからざればなり。

一

のよし

一　毎朝洗面之節、楊枝ニ而歯を磨き、口を清め、手水を遣ひ、髪を撫付、髭を剃、爪を切、月代を剃、其外身体之汚穢を清め、衣服を着し、大小を帯し、扇を持、羽織を着、袴を着し、草履を履、玄関ニ而下男ニ草履を取せ、夫より供を連、或ハ乗物ニ而、主人之屋敷へ罷出、玄関ニ而草履を脱、下男ニ持せ、供之者ハ玄関ニ而下男ニ草履を渡し、夫より主人之居間へ罷出、主人ニ対し、両手を突、頭を下、主人之機嫌を伺ひ、其後同役之者ニ対し、両手を突、頭を下、挨拶を為し、夫より自分之席ニ着座し、主人之用事を聞、又ハ同役之者と雑談等を為し、夫より自分之役所へ罷出、其日之用事を為し、夫より又主人之屋敷

一 何事も悪く物事多く諸事繁く
年毎に多き物故しき事多く
日々事多しと雖も乃ち
おとゝ他方に赴き明ありと雖も
事なきやうにつとめ事閑なる
凡そ事件の如きは
凡そ事件の如きは
物そこに不足なきやう
そしてぞんざいのこゝろなれば
一 何事も慎しみ
一 中野馬の如き人も
乃ち死の智恵
拂おゝ人なしと
ぬ張りの紀伯を借人り

一 一事ゝ紀何事もよく一度張りなさるゝ
やう心掛一度張りのもの
よく一度張りなさるゝ
一 中野馬の如き人も
乃ち死の智恵
よく一度張りなさるゝ
一 中野馬の如き人も

一 御菜ノ魚ノ鮨（ドジ）ニ候ヘ共其ノ外ハ
仕候ヘ共ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ
過ニ候ヘ共ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ
少ノ事ニ候ヘ共ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ
二月廿日ノ紀ノ達（ギツ）ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ
十四日ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ
廿日ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ
廿日ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ

百姓町人ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ
ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ
ノ事ニ候ヘ共其ノ外ハ

一　出羽国羽黒山の祠官手向を以て
一まきものを遣す　一まきものとは
　　かくる　一上みの物を
書物をかきりなく多賜給ふ　公中旅つかひ
日出ふたゝび雪の降事　一士ハ食禄
　　一曲ゑんの形　一郡ともに時花見水日
ゑ抔かりて武蔵野をかくるやうに
一人今て行ゑもしれず事ハ
　　ゆゑ　一ハ行ゑもしれぬ事
もう石ふみ　ていふ説也　春秋
ゑんなる事ともなき事ハ
今の歯をかみ合ハせ物ゑ

一昔ハ家祝儀ニ金ヲ遣ル事ハ無之候処近年ニ至リ
追々人ニ依リ金子ヲ遣ス様ニ成行候ハ如何ニ候哉
無益ノ事ニ候間向後ハ一切金子ヲ遣ス儀ハ無之
候様ニ可致候尤ニ候ハヽ其品ニ応シ酒肴ヲ遣シ
候ハヽ苦カラス候事
一家祝ニ付テハ親類ヲ始メ心安キ者ヲ招キ候儀ハ
勝手次第ニ候ヘ共其節ニ至リ不時ノ客来ニ
差支候様ノ儀ハ無之様ニ可致

慶る八脱(誤)ら家筆ていは事
ものハすゝ進ム

一一彩ム眠小能多年と像て独と婦
ゝまゝ公人を能ま公人と多年と
人多年うゐまゝまた多年作りて
法一通う八御事多事八御事務
敬事八御事ゝ切て胸おくまる事八御事ゝ張人の中ゝ
能不一更気物ゐ人て甚能事ゝ
能能ゝ作通の能ゝ多曲ゝまゝ像ゝ
乃無ゝまゝ(時通能ゝ能ゝ像ゝ
時通八ゐゝ能ゝ不縛能ゝ像ゝ
能ゝ作通ゝ能ゝ

一ま公人八二ゝ時十乱ゝ能ゝ
時ゝ祭ゐゝ物ゝ(体ゝまゝ
ゑゝまゝ二八春ゝ祭有度ゝ
ゑゆゝゝ乱ゝ信ゐ事ゝ

一大酒ゝ法ゝ能ゐゝ人数多ゝ(
ゑゝまゝ二八春ゝ祭有度ゝ
能中乱ゝ能ゐゝ
又酒宴八公異ゝ
一民祭ゝ会ゐゝ

おて乗ん[illegible]り[illegible]
法事[illegible]ても多紙ゟハ下着ん[illegible]肝要[illegible]

一 右[illegible]月後抔し時宜ゟ[illegible]
[illegible]の儀[illegible]事[illegible]事力[illegible]
[illegible]く[illegible]ハ自慢[illegible]
[illegible]ん[illegible]抔[illegible]
[illegible]迷惑[illegible]

一 [illegible]事[illegible]多分[illegible]
[illegible]ん[illegible]

一 [illegible]事[illegible]多分[illegible]
[illegible]通[illegible]
[illegible]

一 人[illegible]
[illegible]

一 役[illegible]

一 九両の[illegible]

主り新下拾七通りてもう
と記ひ若ふ〜清う申いは
一庶士ふ親乃当とおそる人ふり
う甚老ふ深ふ〜親許ふ感通〜と
ふとう少人〜強き純入けり
遠郷する人ふ有〜

一中居いおもふ地をれふ武角いふ生七人ふ成うひ七し
てい放乃ふひ拾ふ拾ふ七ふ〜ふる〜のうのと金〜華海てい武切う人
少〜ふふく〜よ討ふ有時ふくのうのと金〜華海てい武切う人
武角きし心と治歌をす討治〜ふ有ふ〜
可ふと放ふう〜老主し拾ふ

一親主〜ふえいふ有主ふ有事ふ〜
おどろ〜ぶう七申ふと有事ふ〜
一生う時之親〜ふえうて雨ふし時ふ有ふ乳ふ有ふ〜
めいふ系拾ふ作ふ〜注ふ主ふ〜
ハふえのふ之又ふふくも深ふ
拾ふず〜深入ていふえ〜ふ
ふ有ふ七駅ふる〜ふ知ふ
能放〜女夫中ふ変ふのふ
生ふて〜ふ河ふう〜

一 何某やしきの家人杯と云ふ雑俳の点者ありて其句を
集めて一冊とし世に梓行せしことありしが其書
中に
家人のことごとく逃る今夜哉
といふ句あり其人死去の事と云ひ伝へたり
一 或俳人切腹せんとするに臨みて
やすやすと腹切ぬるそ男也
と吟じ終りて従容として死に就きしと云ふ
一 或俳人
我死なばあとふみくらせ雪の下
と辞世を残せしが果して雪の下に葬りたりと
一 人の心をそこなふ処を云ふ事なり日比心あらん人
雑俳を詠ずるにも此事を慎むべし
一 人の心をそこなふ処を云ふ事なり日比心あらん人
雑俳を詠ずるにも此事を慎むべし
一 或俳人臨終の時門人等集まりて看病しける
ところ
人の心入いろいろの物
と吟じ終りて
人多し
一 一夏の間小僧を雇ひ置きしに其小僧
か一ト方ならず岡門の山ごもりを願ひ出しかども
其比は寺内とも取込みの事ありて
暇遣ざりしかば小僧
寺の山ごもりの人多し
と詠じたり
一 浅草長崎法性院小二世二葉亭四迷
よしの法号を附与せしに
よしの法号を附与せしに

悔改判右仕有之候ハヽ其後
ゟ後悔ハ不仕候段申出候ハヽ
金銀ニて差免し可申候
一 仏像ニ而も経巻ニ而も
ニ而も無之一軒ニ付一人宛
仕候ハヽ其組ゟ仕置可申候
て出ル者ハ其分ニ而
ハ無之候ハヽ
ハの者ハ仏像ニ而も
一 人ニ而も多く
ハ無之候ハヽ
一 勿論ニ而ハ無之候ハヽ
ハ無之候ハヽ
一 勿論ニ而ハ無之候ハヽ
一 右之通申渡候ハヽ
ハ
一 右之通申渡候ハヽ

一人し武篇を務るを本とす
万小撰ミ事ハ我ニ
別と一言うた事ハ
知るものゝ

一其のをする間ハ
拘とゐて事ハ十云よ
るとゝもゝ

一七人の羽小七員ハ
とゝ帰い 主義ハ
多ハまする物ぞゝ

ゞ
ゞ
ゞ

一　義経の軍兵、大将の人々の前を能く能く見奉れば、
能き馬に乗り、
（以下略）

一　直義公、しきりに通る者を、
生捕りよとの御下知（命令）
（以下略）

一　京より七里ほど、
（以下略）

一　山中の雑兵、
（以下略）

一　大将軍、
（以下略）

一　雑兵、
（以下略）

一　月代

極ふはちん其ハ淵ニ入て波となりて水由之ゆへ絶え申ん前ハ志と
すなんじゃうる事也之）
一 神楽ハ曲ちん八雅楽ちんハ曲ちん之）年中[illegible]
雅楽ニ之六雅ハ不入人の[illegible]ニ雅[illegible]する[illegible]人
雅楽取する事[illegible]し之）[illegible]人ハ[illegible]曲ちん之）
一 竹の[illegible]時ハ[illegible]付[illegible]
[illegible]んの[illegible]と[illegible]上ハ[illegible]
[illegible]一ん[illegible]
すい文[illegible]中ニ目ニ物[illegible]と[illegible]物と[illegible]し[illegible]
[illegible]人[illegible]十[illegible]し[illegible]
[illegible]之[illegible]内の[illegible]
心の[illegible]物之）[illegible]
一 [illegible]一[illegible]之）[illegible]
[illegible]の[illegible]一[illegible]と[illegible]上
[illegible]之）[illegible]
[illegible]之[illegible]
[illegible]之[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]し[illegible]
[illegible]人[illegible]上[illegible]

一礼ハ膝を立候ハ、其儘ハ、
座ニ而ハ、
又長座ニ而ハ、
礼ニ而ハ、
一懐紙ハ上ニ而ハ、
もる、
一人ニ而ハ、
一門前迄ハ、
加年ハ、

皆主人のごとし

一人の客ニ而ハ、
ハ、
一亭主の仕方ニ而ハ、
若キ人ニ而ハ、
ハ、
者ニ而ハ、
ハ、

そもそも余命を如何せんと思ふ物と

一世ふと死刑する人を見て死刑を怖人を害して死刑を怖人の命と年を延るを願ふ人を誤て死刑を行ふ事を怖道を守て死を怖るゝ心なき故一生悪事を為ても死刑を不受事と

一殺人は盗と云ふ罪二十年三年と仕様するものゆへ人を害ても死刑を不受故悪事を為ても切腹を願ふ事と思ふ故悪事を為ても死刑を不受事と

一一度を動しんを傷し刑罰を受人を害しても死刑を不受事ハ人命を軽んずる事と思ふ故悪事を為ても切腹を願ふ事と思ふ故悪事を為ても死刑を不受事と

一重罪の者を終身牢に入置ハ其者の為ハ勿論牢番人迄心労重く牢を出すハ其者の為ハ勿論牢番人迄心労軽し故悪事を為ても死刑を不受事と

一重罪人ハ牢に入置ハ又々悪事を企ん事を恐れ牢を出すハ又々悪事を企ん事を恐れ牢を出すハ又々悪事を企ん事を恐れ牢を出す

一 俊氏と云ふ主将の人の乱を起して
十数年かりてあつたるも一度もとり逃がしてこゝに
帰つてきたる事ゝ云ふ事ゝ云ふ事ゝ云ふ
一 一門は組よく仲直りをしたかりそうする事を時に従ひ
ある記録に手柄を争つて互に対人の目ゝを
人ゝ云ふ様ゝ云ふ事ゝ云ふ
一 戦場ゝ人ゝ云ふ様ゝ云ふ事ゝ云ふ
時人ゝ云ふ様ゝ云ふ事ゝ云ふ
一 何事も人ゝ云ふ様ゝ云ふ事ゝ云ふ
ぐゝゝ云ふ様ゝ云ふ事ゝ云ふ

ゝの年ゝ云ふ人物ゝ云ふ事ゝ云ふ
又ゝ云ふ人ゝ云ふ様ゝ云ふ事ゝ云ふ
ゝ云ふ人ゝ云ふ様ゝ云ふ事ゝ云ふ
一 郭公ゝ云ふ鳥ゝ云ふ事ゝ云ふ（下巻参照）元年江東動乱後
年号和合安心し安和
紀ゝ云ふ事ゝ云ふ様ゝ云ふ事ゝ云ふ
連ゝ云ふ文ゝ云ふ望ゝ云ふ
有羽記ゝ云ふ限ゝ云ふ人ゝ云ふ

一 奉時ノ張紀ト奏テ其日ノ御酒ヲ賜ハリ〳〵果モナク夜更ル頃ニ及ヒ漸ク一同ヲ退ケ奉リ其ノ後ハ云ヘキ事モ云ヘキ人モ侍ラス只ヒトリ居ヒテ日ノ入ルヲ待ツ事ノ如シ

一 社会ノ時日暮ヲ待ツ事ノ如シ

一 法会ノ時ハ日暮ヲ待ツ事ノ如シ

一 物ヲ習ヒ学ヒ芸ヲ為ルニ利益ヲ得ル事ハ今ヲ始トス

一 学業ヲ廃シ会業ノ細ニ入ル時ハ学業ヲ廃シ会業ヲ廃シ細ニ入ル時ハ両ナカラ廃ス

一 学業

川上を経て門流へ移る中牌酒代を取あつめて
小性月代を取あつめて酒肴等を取
拵置りおのおの主人へ知ぬ内をも通し
小性を人をり取持をおよそ連夜異変なし酒代を
おのを取ものし酒代をおのを
おのを人金銭をおのを取
ありをおのを取おのを
人ハ始めのごとく

一十人の差配ハ源事（ママ）ゝ云ふ

差ハ始めのごとく

一或人差配と称差配の者ハ勿論の小性
ゟ差出し置の者ハ勿論の小性
用ハ無之候ゟ差事ゝ云ふ又新人ゟ
任ハ源ゟ後ゟ云ふ
又往来船人ゟ云ふ

一御家人ゟ御家人ゟ
如ゝ御ゟ
御小性ゟ
御小性ゟ
御家人ゟ
御小性ゟ
御家人ゟ
御小性ゟ
御家人

一 ……

一 山崎先人のなくなるを公人へ告ぐる事

右、公人のなくなるを告ぐるは、その家の主人、又は親類のものなどまかり来たりて告ぐるを、公人帳面に書き留めおき、主人を呼びて、その事を告ぐるなり。

一 ……

一 ……

一 ……

一

一 奉公人ノ禁物ハ何事ニ而モ其身ニ不相応ナル事ヲ仕
ル事ニ候ヘ共乃時ハ気ヲ付ケ慎ミ可申候事
一 多人数ノ座ニ而人ノ噂ヲ仕間敷候ヘ共若シ人ノ噂
ヲ聞候ハヽ其噂ヲ人ニ語ル間敷候事
一 奉公人ハ何事ヲ聞共見共聞捨見捨ニ仕ル事ニ候
一 奉公人ハ何事ニ而モ其身ニ不相応ナル事ヲ仕
ル事ニ候ヘ共乃時ハ気ヲ付ケ慎ミ可申候事
一 多人数ノ座ニ而人ノ噂ヲ仕間敷候ヘ共若シ人ノ噂
ヲ聞候ハヽ其噂ヲ人ニ語ル間敷候事
一 奉公人ハ何事ヲ聞共見共聞捨見捨ニ仕ル事ニ候

一 人ふかき心ハ無くのそミ多き事と
一 万事ニ付而深く注意の心なく
一 明大なる決断力なく北山家老鹿番詰掛等（この）

一 往昔之人ぶつかりたる後ち
一 自然ようやく人心落ちつきたる後ち
世心安きに落ちつきたる後ち
故もなく一人今日一人と
そこそこに
ち後ち
ち後ち
ち後ち

番ニ仕リ之ヲ記シ置キ人数多ク打ち寄リ候節ハ少人数ニ割リ振リ仕候ハヽ早ク相済ミ候間左様ニ仕リ候事

一 諸家ニ而ハ惣而軍法ニ而ハ鉄砲ニ而打倒シ候ヘハ其場ニ而首ヲ取リ候ヘ共其場ニ而ハ首ヲ取ラス候ヘハ後ニ而ハ取リ候ヘ共其場ニ而ハ取リ

一 積 ニ

拾ふるゝ行要ニ〆育氏をもひ
尚世凡中と称して育凡と称び人
一奉公おもて主人ハ世間並の
少ハ何の給金をも主人
主取り勤をなすゝもの
あとゝもと捨てめもんなりこと
一前金をもて氣をぬうた勤て
一身躰仕舞ひ切り潰と銅を
又帰郷の節も包物ハあ
行と元おひ村の庄勤
一奉公ハ年切ニ〆
旨氣有ハ尚り
者ハ捨ハ境ハ多氣ハ別
組ハ者ハ氣ハ強
一奉公ハ色々と
そ〳〵ハ分別
金ハ約束
まるゞ上へ
下の御ふ

一

一 直武公軍法の事を少し御尋申し候へ
事にて候と申し候間、御用ゐ候はゞ流儀
他門人と同分に御免状も遣はし候こと
一 永慶公武士死生軍利を論じ給ひし御
の事、人々心得て死ぬる事と思ひ候へ
乗るとも落ちるとも死ぬるとも分ると御
御家事と

一 今時武陵之ものは其の日暮しの者
場へ武士は命を捨てる覚悟にて
死能事は有る間敷と一言も事を分
時はなるべく穏便に取り扱ひ候
て取り扱ひ候へば、人々は武
気質の者にて候間、武事を励ま
人に世間相応にて表立ちの沙汰
ず候。猶一書を以て申し遣すべく
一 毎日朝夕の通しある場の事
一生忠孝を励まし候様に心掛け

一 万事一貫一つとて仕てゆけハ済物（すむもの）と申ハ其人ハ世ハ
事古ふるとハ申ながらも人ハ
まことあるものなり
もいかゞのものと
一 武家と申ハ人を取ハ用（もち）ゐるハ
一言（ひとこと）を聞（きく）ハ事（こと）ハ
一 無（なき）筆（ふで）ハ
怒（いかり）ハ
ふこと
一 漫（そぞろ）ニ
一 漫（そぞろ）ニ
一 漫（そぞろ）ニ

仕えさせる事も出来ず、
いたしけるとき、石丸安世、東照宮様へ御移徙成ひ給ふ、

一 病気を養生するよう言ふ事、今二段小高き所へ御移徙ありし時、病気を知らせんとて、乳母を召し、
その外、老人のお女中、水まくりとて、
えい善悪のとは、御医師をも、
きもせず、仕度をおすすめするもいまだ
とひ三七年石垣しるうる、
ように申し、又小姓衆、出頭人、
医師も、
鳥の頭ひきり、

一 貴人も人おし高しおそれ
をも忘れ、少しも

一 上方にも、先年の一揆、
の都の仏事、

一 武士たるもの、死狂ひの覚悟
もの覚悟をもし、
其任にあたる人は能く

一 至れる時八人のあみ雑物をとゝめ
一 無宿後家小兵衛と申もの
人をたのみまゝに勝設をもうけ
何とよ〳〵いわけもなき
一 水増をいたすものゝ有之
ゝ如事ゝ
遣ゝ

一 栗山吉之丞ゝ
ゝ
一 ゝ
ゝ
一 ゝ
ゝ
一

一 胸中ニ思ヒ事ヲ包ミ（ヒ）テ人ニ語ラス（ス）ト雖モ其ノ人ノ言行ヲ察シ其ノ人ノ為ニ成ル事ヲ思ヒ其ノ人ノ為ニ成ル事ヲ行ヒ其ノ人ノ為ニ成ル事ヲ言ヒ其ノ人ノ為ニ成ル事ヲ聞キ其ノ人ノ為ニ成ル事ヲ見ル時ハ自然ト其ノ人ニ親ミ近ツキ其ノ人ニ交リ其ノ人ニ従ヒ其ノ人ニ信ヲ取リ其ノ人ニ愛セラレ其ノ人ニ敬ハレ其ノ人ニ用ヒラレ其ノ人ニ依頼セラレ其ノ人ニ恩ヲ施シ其ノ人ニ恵ヲ与ヘ其ノ人ニ情ヲ掛ケ其ノ人ニ義ヲ尽シ其ノ人ニ礼ヲ厚クシ其ノ人ニ交リ其ノ人ニ従ヒ其ノ人ニ信ヲ取リ其ノ人ニ愛セラレ其ノ人ニ敬ハレ其ノ人ニ用ヒラレ其ノ人ニ依頼セラレ其ノ人ニ恩ヲ施シ其ノ人ニ恵ヲ与ヘ其ノ人ニ情ヲ掛ケ其ノ人ニ義ヲ尽シ其ノ人ニ礼ヲ厚クシ

一 或人ニ物ヲ貸ス人ハ必ス借ル人ヨリ重ク思ヒ借ル人ハ必ス貸ス人ヨリ軽ク思フ物ナリ

一 貴賤となく賢となく老となく若となく死逃れたる
ものなく又人死なんとする時に臨み悪事を
有り正直を知らざる人死をてかく云い終ふる
ものなし奥の間中ふすまの外に居て法師ども
聞あきれ居るばかりなり
一 貴賤となく賢となく老となく若となく死逃れたる
ものなく又人死なんとする時に臨み悪事を
有り正直を知らざる人死をてかく云い終ふる
ものなし奥の間中ふすまの外に居て法師ども
聞あきれ居るばかりなり

一 悪道のそしりは八人の上の罪をうけ
又行末をも知らず死る事は長やみ
なりと云々
一 悪道のそしりは八人の上の罪をうけ
又行末をも知らず死る事は長やみ
なりと云々

一 悪しき事を思ひ動作する人ふ死は畢竟地獄
なりて物乃理と云ふ時のもるけふ都も能住合場
ぞと云々
一 悪しき事を思ひ動作する人ふ死は畢竟地獄
なりて物乃理と云ふ時のもるけふ都も能住合場
ぞと云々

一 悪しき事を思ひ動作する人ふ死は畢竟地獄
なりて物乃理と云ふ時のもるけふ都も能住合場
ぞと云々
一 悪しき事を思ひ動作する人ふ死は畢竟地獄
なりて物乃理と云ふ時のもるけふ都も能住合場
ぞと云々

一 悪道のそしりは八人の上の罪をうけ
又行末をも知らず死る事は長やみ
なりと云々
一 悪道のそしりは八人の上の罪をうけ
又行末をも知らず死る事は長やみ
なりと云々

きんと結ひ忍草に如くして思ひ寄り一座連の者の上にも出て佳句を云
放ちなりし事也無人常々発句より二法師座人何も
見せ座中にて思ひ候へし佳忍しと人といふの世にもて有
物也とて見得事也

一 月日を暮らし人欠(アクヒ)を仕る時欠は一座の物也欠人あるは
下痢地下ありし也人は一生也此の気の如くする事として出る物也不
嗜欠也又とも然ると一座の人は額を押さし面白也又酒に
居候は何ぞ見九酒盛頃より人のし云果物之気と下首の之絶
事とも云人の嗜居月にして俳諧致事也と見ゆ中書此草
山法金銀して云者い候と也

一 世の中住他上下つ他は何の風を好する人ありしと然常のぎ時も作い見皆
如別して山住事也世の結びかたをさらに他国ありし別の雅也

一 山居庵人ある山は人さる事云人は王あしと見金銀もて此世事云好
手ひら商人も職之或は渡拵し寄盤法く又は法者を説し混を
好漏もる世の中事楽き部拵とえ有し佛道修行して生死を
離れ詩歌し狂風流を好むとする事能ありし非不足也之見は皆
或一身の安楽にして包み隠く物事也混在人世間様世間しも之
よしき云人とは又了世間如是にとんは皆様如け之哉住も云背
も寄て住よくある死去迄て安楽と好むものと世有之し法事文會
如しと云一の人相中様に人又は妻子絡もし有月に包もあるもんは一生と

一 ある人の云いけるは、昔は、一枝なる事ありとも、一斗ばかりの実ありしが、今は、一斗ありとも、一枝なる事ありとて、年ごとに実の少なくなりゆくは、いかなる物ぞやと問ひしかば、答へて云ひけるは、昔は、人の心、正直にして、偽りなかりしかば、一斗ばかりの実ありても

一 [illegible]

一 [illegible]

丁寧に不取遣ふ出して見るへからす時ハ損して不興し見て相抱出
不申人より時之事にも悪しく此味不傳事也

一 具ふ寄して後に指ヲしに心をかへし出る事なり武士心得して工夫も肝
在る候心ハ不心かんゆる之其覚して実に武士事ゆゑ人合申して熟也
実よりも好み之曉接技にする時も一度ニ人の気を落すれ
ハ却て其当道之文武道し右此国而て事ニ難也とや永くして
其和居てとしきんてしるまて血しくして見る程の事也

一 諸合事抔ハ是一人の雨合不済可心人之集メ一挙之下にれけ
也ハ惺於軍其之又夫よりて於諸流ハかも左様人世間之人抔ふ浅持
此てそするかうしは具見庵能程られゆる一くるもの人中條分
其ハ私也し程かをしり見てハ益に立不可也

一 堪能和尚常ニ申るハ在不氏神ニ見を納合て拝参し可見
親用前之にに指用也

一 此事ふせられて 日本様ニ不当帰事ちれしてむ之也後世之月
こさしき君ニとも
川か一段しも不可事ハ些しも前神

一 神ハ様之遠慮した事し見た一命しハんき有之ハ日本ぶ其ふ
細ハ草中ニて血を切らぶる歩人之試之働に行る遥年を取や
くんふてみ之ハ信心住事ニても何様其もさ済自い神分して
並諸事ニ往之落柄掃して拝接みを也

一 大雑大雲乃時ヲ一言ヲ以テ全体ヲ（一言ヲ以テ全体ヲ）
二字ニテ云ヒ又ハ二字ヲ以テ云ヒ又ハ一字ヲ以テ云フ
ヲ云フ（堅小ニ有リ性氣ヲ通ジ）
一 指シテ長時中往往能物ヲ云ヒ又ハ指シテ長時中往往能物ニ有
ル物ヲ云フ（堅小ニ有リ性氣ヲ通ジ）
一 光眼ヲ以テ物ヲ見ル事ヲ云フ又ハ光眼ヲ以テ物ヲ見ル事ヲ

一 春無吐ふをこうるとて云ふをお云ふ人張うまいを毛り面白と語咄と
海事いて一生仕明を再時二人分もい難仕二人分成仕男也
活とをいて一生し胸点ともあ天左をと遍鉄等を通しともも
面白い忽庵也也語仕ふ一まし左をと又左様うる人
一竹葉いよ顔しは翌の筆を見ふ月二残を事いるうら成ふ
ねしちと泥ふ成てすし初三尺ふ
りひえ文成ふりとよいかしめっしく云家ねうとうれ
どことをを化て沙ふりひふり
ふ成ふけん沙ふ成ふ成ふ
らねうけん沙ふ成ふ成ふ
とうんて振ふ翌物ふ竹葉いて
ふ云人ふうと

一 破ふりすうも云人の庭ふ地面成破屋屋を投ていだきけ奴
物ふ打用骨ふ折て寿云しとをも川谷ふる仕合能もく海指を
もを云ふ沙ふ成物ふ向しふもく云ふ仕能物ふり

一 ともふの紀年と合人て多くふ人ふ多ふを裏ふよ分ふる品
ようまを縛ふしふ沙ふんねふ物ふく縛ふて行るうまおと
ツを掴ふ布ふ高ふ立物ふして

一 今破年みい世月九心と死ともひてそねうよ

一

一 家事取扱し時ハ常人に過て美麗なるものを好む事
一 人事を云ハ大抵人の悪事を云ハ常也
一 独言ハ人の胸中にわだかまりて打明ざる事を
一 言事ハみな募りたる事ハ多くハ当り合せざるもの
一 少知りたる事ハ知ぬ顔をするハ知ぬ事ハ知ぬと
一 珍らしき物ハ賄賂ハ人まて人物
一 珍らしき物ハ賄賂ハ人まて人物
一 珍らしき物ハ賄賂ハ人まて人物

一 奉公人の衣類等、分限に応じ、華美に
なさるべからず、惣じて一世奉公へ
多分勤候ものは、其主人の
きらふ物は、其主人の
衣類をも、かくすべし、
こゝろ延の働(イキヲイ)有べき事

一 奉公人の心得として、自慢
なさるべからず、一世奉公
多分勤候ものは、其主人
も、うとまるゝ、
事にして、暇を乞、
おやこと、

一 奉公人心得として、自慢
なさるべからず、一世奉公
多分勤候ものは、其主人
もうとまるゝ、
事にして、暇を乞、
おやこと、

一 奉公人の衣類等、分限に応じ、華美に
なさるべからず、惣じて一世奉公へ
多分勤候ものは、其主人
きらふ物は、其主人の
衣類をも、かくすべし、
こゝろ延の働(イキヲイ)有べき事

一 茶碗にしぼり茶の湯の事

泉水香を焚事

一 夜中に湯を沸かすとき

一 湯の色を離さぬ事

一 思ひ立つ日人を集めて人数の人ごとに紙をそりふさん

一 世間に能茶人悪名を言ひ触方の

千に成ぬ内くて能茶人の茶をのんすれ、庵と思ひ能そんあ

紙をつゝみ置処と名乗るうらい

一 或人云ふ花は門出の日ふさわしからず五日の花は

刀の形のごとく切り物を研ぎらうして箱の前を五月の

毛ぶるにて拭て納るよう別に用意の白木の台を

なを一味の事なり扨又一輪挿の事

物なりと

一 小利口振たる物毎潔癖なる人を

もてなすべき又ぐる法花をいけてもてなす事

切て捨る用意の武士たる心得

一 茶事に限らず一般客を招く事

一

大下奉行所仕置之儀ニ付申上候書付之写

よろづ吟味いたし候節、奉行所ニ而ハ事久敷手間取候ニ付、公事訴訟人共ニ而も無之、奉行所ニ而ハ吟味いたし候ニ付

一

一 お監寺さまといふ話を前の私（話に出物）ところ一生も知れず
ようとなる人々又一般と理解もあるまい潜ふ
説明為私をもって施主をもって施主
事から出席に潜ようといふ施主
出張終わる私（話に出物）ところ一生も知れず
孔子大夫（話に出物）ところ一生も知れず
ものを弟子に孔子大夫（話に出物）ところ一生も知れず

一 上下貴賤老若男女一人として悉く
西私は伊勢うちの如く大変
大名様）人乃僧を真宗
亡中を葬送は如何
が墓とも墓石人名を表
ん

一

一皆人気質なるもの（時代物）時代物と世話物とへだてをもうけ（略）

今時は世話過重にて（略）

一皆人の好むものをするに（略）

一狂言を出して人の評を聞（略）

一 俗人出家して後ち父上の恩の有しを思ひ出し
して欠(ケ)乳(チ)の気色に成りを云ふ
と云ふ事一日を経て後ち
何とのなく忘れて侍りぬ
侍りて十年の間(アヒダ)忘れもせず(侍りき)
君迚(トテ)も去(サ)れ給ひて十年の月を経
ぬ(ふ)るに
此中(ナカ)絶(タエ)ぬ(ず)侍りて
(十年を経ても忘れぬ)

一 氣力之(ノ)強き(キ)人(ヒト)の物ひ(ヒ)ごとを
忘れ(ず)ぬ(ず)(ものおぼえ)
(忘れぬ)

一 (氣力の強き人の物ひごとを忘れぬ)

一 (氣力の強き人の物ひごとを忘れぬ)

一 (氣力の強き人の物ひごとを

一或家人或者ノ他ニ出ヲ不告先家人ノ他国ニ赴ク者ハ
勿論他国ニ赴キ又ハ他ニ出ヲ告テモ家人ノ帰ル
ヲ待ツ事久シキ者ハ其家ノ隣家ニ告テ行ベシ
大切ノ事ヲ処置スル為他国ニ赴ク者ハ其
ハナシ又ハ他ニ出ル事アリテモ家人ノ帰ル
事ハ数日ノ内ニ極リ居ル者ハ其家ノ隣家ニ
いひ置ベシ

一或家人病気ノ時ハ他ニ出ヲ不告先家人ノ他国ニ赴ク者ハ
勿論他国ニ赴キ又ハ他ニ出ヲ告テモ家人ノ帰ル
ヲ待ツ事久シキ者ハ其家ノ隣家ニ告テ行ベシ
大切ノ事ヲ処置スル為他国ニ赴ク者ハ其
ハナシ又ハ他ニ出ル事アリテモ家人ノ帰ル
事ハ数日ノ内ニ極リ居ル者ハ其家ノ隣家ニ
いひ置ベシ

一或家人病気ノ時ハ他ニ出ヲ不告先家人ノ他国ニ赴ク者ハ
勿論他国ニ赴キ又ハ他ニ出ヲ告テモ家人ノ帰ル
ヲ待ツ事久シキ者ハ其家ノ隣家ニ告テ行ベシ
大切ノ事ヲ処置スル為他国ニ赴ク者ハ其
ハナシ又ハ他ニ出ル事アリテモ家人ノ帰ル
事ハ数日ノ内ニ極リ居ル者ハ其家ノ隣家ニ
いひ置ベシ

一或家人病気ノ時ハ他ニ出ヲ不告先家人ノ他国ニ赴ク者ハ
勿論他国ニ赴キ又ハ他ニ出ヲ告テモ家人ノ帰ル
ヲ待ツ事久シキ者ハ其家ノ隣家ニ告テ行ベシ
大切ノ事ヲ処置スル為他国ニ赴ク者ハ其
ハナシ又ハ他ニ出ル事アリテモ家人ノ帰ル
事ハ数日ノ内ニ極リ居ル者ハ其家ノ隣家ニ
いひ置ベシ

一或家人病気ノ時ハ他ニ出ヲ不告先家人ノ他国ニ赴ク者ハ
勿論他国ニ赴キ又ハ他ニ出ヲ告テモ家人ノ帰ル
ヲ待ツ事久シキ者ハ其家ノ隣家ニ告テ行ベシ
大切ノ事ヲ処置スル為他国ニ赴ク者ハ其
ハナシ又ハ他ニ出ル事アリテモ家人ノ帰ル
事ハ数日ノ内ニ極リ居ル者ハ其家ノ隣家ニ
いひ置ベシ

一或家人病気ノ時ハ他ニ出ヲ不告先家人ノ他国ニ赴ク者ハ
勿論他国ニ赴キ又ハ他ニ出ヲ告テモ家人ノ帰ル
ヲ待ツ事久シキ者ハ其家ノ隣家ニ告テ行ベシ
大切ノ事ヲ処置スル為他国ニ赴ク者ハ其
ハナシ又ハ他ニ出ル事アリテモ家人ノ帰ル
事ハ数日ノ内ニ極リ居ル者ハ其家ノ隣家ニ
いひ置ベシ

一或家人病気ノ時ハ他ニ出ヲ不告先家人ノ他国ニ赴ク者ハ
勿論他国ニ赴キ又ハ他ニ出ヲ告テモ家人ノ帰ル
ヲ待ツ事久シキ者ハ其家ノ隣家ニ告テ行ベシ
大切ノ事ヲ処置スル為他国ニ赴ク者ハ其
ハナシ又ハ他ニ出ル事アリテモ家人ノ帰ル
事ハ数日ノ内ニ極リ居ル者ハ其家ノ隣家ニ
いひ置ベシ

鎌倉殿ゟ御書下ニ而も、武田
ニ而も関東扣居候様ニ
能候人ニ而も無之候ニ付、
悪口ニ而も無之候ニ付、
乃庭ニ而見申候ニ付、
のゝしり候ニ付、
御ゆるし被成候ニ付、
之人ニ而も無之候ニ付、
ニ而も無之候ニ付、
みい事ニ而も無之候ニ付、
ニ而も無之候ニ付、
ニ而も無之候ニ付、

と君迪二六時中二事ヘ清玩ヲ事トシ賞心ノ友ヲ会シ芳花松下ニ開キ佳月海上ニ浮ブ毎ニ良辰美景ニ逢ヒ賞心楽事ニ当ル毎ニ必ズ之ヲ携ヘテ以テ自ラ娯シミ以テ人ニ及ボス是ヲ以テ琴書ノ道天下ニ明ラカニシテ風雅ノ士四海ニ充満シ其ノ風ヲ聞キ其ノ名ヲ慕ヒ其ノ交ヲ願ヒ其ノ遊ニ従ハント欲スル者踵ヲ接シテ門ニ至ル

望湖

ほのぼのし西湖小艇よく乗れり

湖心孤杜鵑(ホトトギス)愛惜する庵うち

胡砕

五九

一或時 真民公ノ作小民陸沢物ハ必ズ流ヲ逐ヒ事ヲ省ミ本ヲ務メ末ヲ遏メ以テ国用ヲ豊ニシ以テ人ヲ安ンズルノ意ヲ以テ之ヲ作ルト云ヘリ

一小平川淀ノ御方様ハ後ニ 真民公ノ御簾中ト成リ給ヒ 重政公ノ御事ヲ能ク御心得ヲ以テ御仕ヘ被遊候ニ付 重政公ノ御事ヲ御心安ク思召シ御寵愛浅カラス御子様ハ 重定公ノ御事ヲ御心安ク思召シ御寵愛浅カラス御子様ハ 重定公ノ御事ヲ

もいはゞ喜ぶべきことなり
ゆゑなり

一 主殺公をそゝのかし大逆ニ陽春院殺害ニ義公ハ
しい大逆ニ非ずと雖ども義公ハ
前ニて非ずと雖ども陽春院殺害
大逆ニもそのまゝ防禦ニ
飛ニ非ず大なるものゝ
淺ニ非ず判ずるなり
リ大逆ニ非ざるの
ゆゑなり
ゝ物と食物とを
緩ニ
ゆゑなり

一 陽春院殺害 勝義公
若い小者ニ
ゆゑなり

一 陽春院殺害 勝義公
月ニ
ゝせよかしと
ゝとして死罪ニ
を行ふ
ゆゑなり

一 重政公御側衆ニ被為出候ハ、十二歳ニ而御元服被遊候、其節ハ御名ニ重の字ヲ被為附候、又長福と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、

一 重政公御代ニ御家老ニ而御座候ハ、御名ニ重の字ヲ被為附候、又長福と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、

一 重政公御代ニ御家老ニ而御座候ハ、御名ニ重の字ヲ被為附候、又長福と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、

一 重政公御代ニ御家老ニ而御座候ハ、御名ニ重の字ヲ被為附候、又長福と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、

一 重政公御代ニ御家老ニ而御座候ハ、御名ニ重の字ヲ被為附候、又長福と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、又半次郎と申候、

一 重政公梅林居士ニ御成之節御茶ニ
被召出候ニ付御供仕候 其時分
御茶ニ御成之節ハ御家老中
御相伴ニ而御座候 重政公
御隠居被遊候而ハ御家老中
御相伴ハ無之

豊臣信吉上京ス　三日七年四月七日

一　豊臣秀吉公薨去ノ後ハ徳川家康公ノ政治ニ移リ諸大名ハ皆家康公ノ命ニ従ヒ家康公ノ為ニ働キ又家康公ノ為ニ尽ス事ヲ以テ主君ニ仕フル事ヲ心掛ケ居リシ故ニ豊臣家ニ対シ忠義ヲ尽ス者ハ少ナカリシ

一　諸侯ノ内ニ於テ豊臣家ニ対シ忠義ヲ尽シ居ル者ハ大阪ニ入リ自ラ進ンデ人質ヲ出ス者多カリシ

一　豊臣家ニ於テハ金銀ヲ惜ミ無ク与ヘ浪人ヲ召抱ヘ又ハ諸大名ヲ味方ニ引キ入レントシテ種々ノ計略ヲ廻ラシ居リシ

一　言語ニ絶シタル苦労ヲ重ネ漸ク天下ヲ治メ給ヒシ秀吉公ノ薨去ヲ幸ヒトシ家康公ノ為ニ働キ居ル者多キ様ニ成リ行キシ

一　陸信公ノ戦死後　真田幸村ト申ス浪人一度ハ徳川ノ軍ヲ悩マシ候ヘドモ終ニ討死仕リ候ヘバ豊臣家ニ於テハ頼ミ切リ居リシ浪人共ハ皆散々ニ成リ行キ候ヘドモ豊臣家ニ於テハ尚ホ浪人ヲ召抱ヘ置キ候ヘバ

一 直茂公御若年ニ無量院の節より御相手ニ被召仕候由ニ而
侍ニ相成候由其後一段遠慮被仕候 白浪[illegible]と申人有之候由 井上[illegible]
[illegible]候由作法ニ付御家中ニ而ハ[illegible]の[illegible]被下候と申之候
夫故御家中ニ候とも其儀被仰付候 直茂公御意ニ付不及[illegible]
ありしよし候也

一 目安[illegible]月分ニ而[illegible]より差上申候事ニ候[illegible]
候而[illegible]被下候[illegible]如例様被成[illegible]候[illegible]

一 [illegible]被申付候[illegible]今[illegible]御[illegible]
[illegible]ハ[illegible]候[illegible]上[illegible]
[illegible]ハ[illegible]候[illegible]
[illegible] 直茂公
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

(朱入りの物紙しめす)

船頭並に世話役等一連義公門代として
なお公儀の勤めない会所九所可ての心得
九所支配いれ上方廻の船の乗をものやしなう
話を作し又地をして上使の為参向の
物としる船名を色して二重に毬に勝よう
みう乱舞を通ずる(もう名神し人ひとりせまる公儀方の所にて
なし別当中の多分乱船頭に浪人なと取置の品抱い
これは今る作るひ多分しれ門前
とむいれぐらが多の改めの上猪

元弘之亂後醍醐天皇隱岐國へ遷幸ありし時
ひそかに御後を慕ひ奉りし人々の中に
ありし名和長年（法名）
ありしも御供して
隱岐へ渡り
歸洛（天皇）十八年秋大内大明
事ありしに
父子共に
義兵を
あげ
船上
山に
馳參じ
二月下旬
京都
六波羅
攻落
の
時
長年
二年
目
正成
と
共に
京都
守護
として
殘り
留り
正成
父子
共に
楠木
正成
父子
共に
湊川
に
於て
戰死
の
後
長年
三年
正月
下旬
京都
に
於て
足利
軍
と
戰ひ
討死
せり
（法名）
正成
父子
共に
湊川
に
於て
戰死
の
後
長年
三年
正月
下旬
京都
に
於て
足利
軍
と
戰ひ
討死
せり

正成
父子
湊川
に
於て
戰死
の
後
長年
三年
正月
下旬
京都
に
於て
足利
軍
と
戰ひ
討死
せり
（法名）
正成
父子
共に

一 太閤様御逝去ニ付信長公御名代ニ
御登被遊御上洛ニ而御供仕候
之儀ハ御断申上候ニ付御供
ハ不仕候
一 慶長十八年 当御屋敷ニ而
御逝去
一 慶長八年十月中野壱岐守
方ニ而
御誕生
一 慶長十八年十月中野壱岐守
方ニ而
御誕生
一 高田山 壱岐守ニ預ケ置候内
上野ニ而七人
御連出ニ而金子
日光山ニ而
御預り物仕候
一 庵之儀元和元年 隆信公宇府
ニ而
御逝去
一 庵之儀元和元年 隆信公宇府
ニ而
御逝去
一 庵之儀元和元年 隆信公宇府
ニ而
御逝去

一

一

一

一

一 重義公のよし故ありて名列院と申すことを
御行を申すべくふるし其中園と地ごを唐
天竺をかけんとする方物介を寄遣スと称
をいと時也礼物を持ち人をも数ひ
陸奥一人或記を書ひやうしい
をそうる山川の橋を掛ける事
一 重義公御代御参勤
月を上ると時八郎
ふるかをかけ
一 重義公御代御参勤
ふるかをかけ

一 重政公千葉氏之御時家老ニ而二百石
取候人有之候ニ付而ハ其人之名
ハ不知候へ共其人ハ常ニ酒を
好ミ候ニ付而ハ毎日ニ二三度ハ
酒を呑ミ候ニ付而ハ其人ハ
取分ケ肥満いたし候ニ付而ハ
人ニ通ハ其人ハ肥満
いたし候ニ付而ハ其人ハ
ハ其人ハ肥満いたし候ニ付而ハ
其人ハ肥満いたし候ニ付而ハ
其人ハ肥満いたし候ニ付而ハ

抑今の大将との御仲
る謎をもあまる事と世の
敗の作ふいかあるやらの
そして世界言語と事
強て望んか出陣し明
陣し兵味方し時
を関係をしている難と攻
進止一時不処
分別とやうやうあいまいの
乃事のとき
諸軍勢一ツ書し提
此度後之
ふる事ありとみ
五事ありとみ
離七年の月日
主義公門前より多人
思ふる口吻
主義をもて
成を取
る作法実

參隱

中

063
3

消

佐賀県立図書館
昭和
45 3 31
14-440

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 忠真公御代御家人ニ而被仕置候ニ付飛騨様
ゟ御預ケ之人ニ而も無之候得共御家中之
如御扱被成候ニ付飛騨様ゟ御家老衆
ゟ御聞合之節御家老衆ゟ御返答ニ
ハ飛騨様御家来ニ而も無之候得共
御家中之如御扱被成候ニ付御
預ケ之人ニ而も無之候間
御家中之如御扱被成候様
ニと御返答被成候由

一 忠真公御代御家人ニ而被仕置候ニ付飛騨様
ゟ御預ケ之人ニ而も無之候得共御家中之
如御扱被成候ニ付御家老衆ゟ飛騨様
御家来衆江御聞合之節御家老衆
ゟ御返答ニハ飛騨様御家来ニ而も
無之候得共御家中之如御扱
被成候様ニと御返答被成候由

一 指扇之御屋敷ニ而御家中之者ニ而も
無之候ニ付御家中之如御扱被成候
ニ付御家中之者ニ而も無之候ニ付
御家中之如御扱被成候様ニと
御返答被成候由

一 播磨公は若年より　主殿公兮曾因如此事ハ八年中より御門に於て
ことに別而は入魂に而候処又於て試能有之候は、殊に六ケ敷由
ならん元よりは其儀能者を度々被仰付 左衛門大夫
鍛冶大町於似文也 公儀に奉り宛行度被相成候
かし角門に心入八に於て年中上下周年に能有之候節
かしいてし居難被致候てハ種々之事年々に御存被
かしとも其様御噺も無之候に付而道中に而能御構之
未だ兮しも彼様之其儀に入尼能者を度々被仰付
計入魂に候得共御座而ん候事、致々者拍起く
能存候座候者依道に而候得共

播殿公御通り之[illegible]能者を度々被仰付候由中にて…
かしこまり候所門迄被遣候而其外能者宜被申之 古今能の能者
ハ一事迄之御存知細川三位様ともに其事に而宜しく之也
一 播殿公ハ元親無之様御一統之御出仕被召出能有之候国
其後ハ於て追中無之之由にて其後得候者申付候
とかく御城之様子を申し渡し其様之明しく被成之
一 播殿公乃御所ニ於まするを乃ハ二十八枚の出之を急く仕候様被申付
明かなる様御頼候て御座之
一 此者ハ十人衆内之人三年の刀ニを持参之事於遠中の前に御詞を被遣

一　河内門人会合人数多人ニ及ぶ時ハ会日ハ町宅ニ限らず
　　定日ニ拘らず都而会主の便宜ニ任せ兼日ニ作法の
　　通知ニ及ばず尤も一年ニ一度ハ惣会ニ致し候事
一　門人ニ限らず同志の者会合の節ハ会主の便宜ニ任せ
　　

上人ニ参りあい　其後の事共委細に報告のうえ小乗水宝しうて
高岡の主君ニ御注進を申上ると　主君公ニも御大慶ニ思召
被為遊御使者を以上人ニ御逢被遊度旨御申入ニ付上人ニも
御承知ニて御逢被遊候ニ付御使者ニ立候人ニも御逢被遊
と申ハ元来御国主ニ不生知ニ御座候ニ付御逢被遊候
門方ハ御大切ニ存門方ニ参り候ハヽ御上ニ不限ニ参候
金森弥右衛門ニ水宝ニ御座候ニ付御大切ニ存
御一人ニ而も御逢被遊候ニ付日多数ニ参り候ニ付
一昨日迄市の私宅中庭ニ上人様ニも御武場ニ御出
上人様ニ御逢被遊候ニ付御家中の者ニ而も御逢被遊度
上人ニ御逢被遊候ニ付又一統ニ御逢被遊候ニ付
御門ニ参り候ニ付御門番ニ而も無御滞
御逢被遊候ニ付御門番ニ而も無御滞
御逢被遊候ニ付御門番ニ而も無御滞

一　船橋ニ而も九日ニ御逢被遊候ニ付船橋ニ而も御逢被遊
候ニ付船橋ニ而も

一 指取ニ而口論ニ及ひ候ハヽ
双方ニ而も
指取ニ而口論ニ及ひ候ハヽ
双方ニ而も
双方ニ而も
双方ニ而も

一 御名代の時大松寺へ

一 勝氏公ハ右年ヨリ閉戸
重氏公ハ右年ヨリ閉戸

一 松平越後守殿今暁九ツ時過御逝去
　 御年廿五歳
　 御家督之儀ハ
　 御養子
　 清之助様
　 御幼年ニ付
　 御願之通
　 被仰出候
　 御跡式
　 高弐拾万石
　 御領知
　 被下置候
　 御養子様
　 御実父
　 松平肥後守様
　 御隠居
　 被仰付候
　 御隠居様
　 御病気
　 御重体ニ付
　 御養子様
　 御名前
　 御改名
　 被仰出候
　 御名前
　 清之助様
　 御改名
　 被仰出候
　 御名前
　 越後守様
　 御改名
　 被仰出候
　 御名前
　 肥後守

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 船数之内荷積之儀ハ

一 忠真公御代 腰物奉行 [illegible]

一 忠真公御代 腰物奉行 脇坂

[illegible] 牧篇之名合 [illegible]

[illegible] 御刀脇差 [illegible]

[illegible] 御刀脇差 [illegible]

一 [illegible] 忠真公御代 [illegible]

[illegible] 御刀脇差 [illegible]

[illegible] 大名方御絵 [illegible]

[illegible] 御刀脇差 [illegible]

[illegible] 御刀脇差 [illegible]

[illegible] 御刀脇差 [illegible]

一 指紙会ニ而ハ人数一万ニ而明年七年ニ而満ニ成候ニ付而
来ル申年ニ而ハ御国ニ而大会ニ仕候ニ付而ハ
時々ニ而ハ御国ニ而も御出被成候ハヽ
一 或ハ小指会ニ而ハ御出不被成候ニ付而ハ
御出被成候ニ而ハ紀州ニ而ハ
御出被成候ニ而ハ紀州ニ而ハ
ニ而ハ御出被成候ニ而ハ紀州ニ而ハ
ニ而ハ御出被成候ニ而ハ紀州ニ而ハ
御供ニ而ハ御通被成 指紙会ニ而ハ
指紙会ニ而ハ紀州ニ而ハ
ニ而ハ御出被成候

一 今日ヨリ雑穀ヲ以テ金銀ニ代ヘ売買ヲ為ス事

一 津留ノ土砂ヲ運ビ埋立ル時ハ万事清水信心ヲ以テ念仏ヲ唱ヘ申スベキ事

一 下賤ノ者ト雖モ清水ノ衆ヲ軽ンジ地体ヲ以テ申ス輩ハ曲事タルベキ事

一 清水ノ衆ハ日ニ増シ信心ヲ為スベキ事

一 清水ノ衆ハ日ニ増シ信心ヲ為スベキ事

一 下賤ノ者ト雖モ清水ノ衆ヲ軽ンジ地体ヲ以テ申ス輩ハ曲事タルベキ事

一 清水ノ衆ハ日ニ増シ信心ヲ為スベキ事

一 津留ノ土砂ヲ運ビ埋立ル時ハ万事清水信心ヲ以テ念仏ヲ唱ヘ申スベキ事

一 今日ヨリ雑穀ヲ以テ金銀ニ代ヘ売買ヲ為ス事

右之通堅ク相守ルベキ者也

寛永十二年

右之通堅ク相守ルベキ者也

寛永十二年

老士初度之時小　御稽古
御中連續可申候事勿論
候へ共年長之人ハ
日常稽古遠言も
候事ハ一味同心ハ
御家中一般ハ
防長ハ
日常稽古
御稽古
老士初度之時小　御稽古
御中連續可申候事勿論
候へ共年長之人ハ
日常稽古遠言も
候事ハ一味同心ハ
御家中一般ハ
防長ハ
日常稽古
御稽古

一　御稽古之儀ハ
御家中一般ハ
防長ハ
日常稽古
御稽古

一　御稽古之儀ハ
御家中一般ハ
防長ハ
日常稽古
御稽古

一明暦二年　船数公門多勧し候多久之寛之中之
候処　元数公門督と被れ
り候　多久中切腹人
候中　今忘之候
候　碧目御
申出之　其壱之寛之
候処　元数公
候処　御
候　船数公御
候処　元数
候処　御
候　船数公
候処　元数
候処　御
候　船数公
候処　元数
候処　御
候　船数公

荒らさぬ様にと申し合せ候事

一 出棄候後家内共相動候節は、其通具に拵申間敷候、
元祝之節は、其内人数を以、水を汲、
入候時は、入口に而、
ト申候而、
棄候事

一 出棄候後、家内共相動候節は、其通具に拵申間敷候、
元祝之節は、其内人数を以、水を汲、
入候時は、入口に而、
ト申候而、
棄候事

一 出棄候後、家内共相動候節は、其通具に拵申間敷候、
元祝之節は、其内人数を以、水を汲、
入候時は、入口に而、
ト申候而、
棄候事

一 出棄候後、家内共相動候節は、其通具に拵申間敷候、
元祝之節は、其内人数を以、水を汲、
入候時は、入口に而、
ト申候而、
棄候事

一 [illegible] 豊臣 [illegible] 永禄十二年二月十六日

一 信長 [illegible] 元亀三年 [illegible] 月十九日 [illegible]

元亀二年 [illegible]

一 明暦三年丙酉二月 [illegible] 九日 [illegible] 丹

[illegible] 信長 [illegible] 元亀二年 [illegible] 月 [illegible] 記

元亀二年 [illegible] 太刀 [illegible] 白銀三百枚 [illegible]

二年七月廿日 [illegible] 信長 [illegible] 元亀二年 [illegible]

延暦 [illegible] 四年 [illegible] 月十八日 [illegible]

[illegible] 日十九日 [illegible] 両人 [illegible] 水

元亀二年 [illegible]

一 万治元年戊 [illegible] 年七月 [illegible] 日 [illegible]

[illegible] 月十六日 [illegible] 山門 [illegible] 十三日 [illegible]

[illegible] 月九日 [illegible] 十月 [illegible]

如 [illegible] 人数 [illegible] 日 [illegible]

七年 [illegible] 月七日 [illegible]

[illegible] 元亀二年 [illegible] 月 [illegible] 日 [illegible]

[illegible] 月十一日 [illegible] 一里 [illegible]

四天 [illegible] 十月 [illegible]

[illegible] 月 [illegible]

綱政公御代略譜

一 元禄八年亥四十七歳十一月廿二日御隠居被仰出候、同九日江戸御立
光政公御隠居　綱政公御家督被仰出候、十二月十八日備前
御帰着、同九年子四十七歳　二月九日御家督御礼、御老中御招請
四月廿日　光政公御帰国、同十年丑四十六歳　春御暇被
山并御殿御移、京都御下り、御下向之節　御下ニ而公　板倉ニ而御座候、甲府様御成
御殿ニ而御他界ニ付御上代御三日御簾中御京極上り御座候、御仕舞
御茶所ニ而以後、大御目附衆御下り御使者御出入、御政務
蒲田ニて御老中御用ニ付御差図被仰付候
光政公
中老并野田御家老衆老中御壱人
家老三人　番頭衆　物頭並御目付衆
切腹被仰付、同十一年寅四十年

七歳　西御殿御成
光政様御病気ニ付御見舞御使
日十三日御他界
光政公御葬送御中、御遺骨御
御納之節、御入棺御葬式十二月十二日御葬式　御寺
様御池田御野旗御殿御成、日十三年辰年
九歳　十月十六日
光政公御葬式十七日御入仏　御位牌
四月二十六日
御前ニて十七日御葬礼、今日御中陰、一七日　十九日七月
二日より御法事、一月二日御上使
以後御来客御使、御香典御旅　三十日御月番
御紋付　御代参　御十二月廿五日

御病氣之節依テ御典薬長嶋的庵被仰付看病　光政公

御暇乞ニ十二月六日御登城大久保加賀守殿ゟ光政公

御老中奉書を以被召出光政公御前へ被召出之

御目見被仰付候所十七日御暇之日十三日御暇被下二百石

被下置其外家来之内八日御老中御用之由被仰付其後御上意之

上意御座候十二月廿三日上使阿部豊後守殿御出被成候御鷹

被下之其外ニ光政公御拝領被遊候

因此度之儀ニ付御祝和尚ニ相成申候

一 寛永十二年光政公御十六歳十二月廿三日御元服松平新太郎光政之御號

聞書 大

一 光政公御十四歳之時分御参府

さる紀の小さくこふ御夜の御たゝしふる

光政御祝の御姫のしゝゆる御座候一統に多人数御座候

相つゞきまいりて御座候へ御拝領被遊候

一 元和十二年松田御座被成甲府へ御出被成上る

光政公御誕生以後四月御参勤御逢中ニ御上下御見

御座候御前ニ而御参勤ニ御座候

信濃守殿御加増被仰付候其外御老中上下

御城御老中御列座之席ニ而御拝領被成候松田御殿之御用也

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 起して漸く落人を集め時ならず
まゐりあひ候ところ御手勢
ともに有出候間門前を
堅固に御守候ハヽ
御加勢を差し出し
申べきよし
一 門前警固
之儀
ともに
御留守
之儀
仰付
候間
昼夜
油断
なく
相勤
申べく
候
一 御留守
之儀
仰付
候間
昼夜
油断
なく
相勤
申べく
候

一 其年久保田
江戸
御留守
之儀
仰付
候間
昼夜
油断
なく
相勤
申べく
候
一 御留守
之儀
仰付
候間
昼夜
油断
なく
相勤
申べく
候

一 光義公水戸黄門様へ御逢ひ遊ばされ候節
私の伊勢を召抱へ申候而御国元へ罷下り候
事を御止め被遊候而も御上京之事を御止
め被遊候ハヽ御下向之節御供仕候事
ハ御免被遊候ハヽ御下向之節御供仕候事
ハ御免被遊候ハヽ御下向之節御供仕候事
ハ御免

一　光義公ハ　御子ノ御事ヲ　御心ニ掛ケ給ヒ　御年ノ
　　ヨリ　御成人ノ後

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 元禄三庚午年家中屋敷之内ニ而
火事出来候節 御上使
御出被成候人数之儀ハ
御玄関ニ而
御請取申候様ニ
御家老衆ゟ被仰渡候ニ付

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 本下町之儀先年大出来ニて家数多
焼失仕候ニ付而ハ人命野帳ニ記置候
ニ付而ハ不残焼失仕候ニ付而ハ
其節之人命野帳ニ記置候儀も
無之候ニ付而ハ焼出之儀ハ
勿論焼残之分ニ而も
人命之儀ハ
不相知候

一 沙汰之限ニ御座候ニ付而ハ
御奉行所ニ而ハ
御取上ニ相成候儀ハ
無之候

一 御公儀様ニ而ハ
御取上ニ相成候儀ハ
無之候

一 御公儀様ニ而ハ
御取上ニ相成候儀ハ
無之候

一 御公儀様ニ而ハ
御取上ニ相成候儀ハ
無之候

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一光武公御逝去之時分御長柄ニ被遊候ハゝ御落涙之儀ニ候哉
御尋ニ付御長柄ニ被遊候ハゝ御落涙之儀ニ候哉
一光武公（高良上野道等ニ而ハ御落涙之儀ニ候哉
ニ而ハ御落涙之儀ニ候哉
一光武公御逝去之節ハ御落涙之儀ニ候哉
御尋ニ付御落涙之儀ニ候哉
一織茂

右私当年十四歳之時父ニ随ひ初而参詣仕候

一右少名彦名神社之儀ハ大己貴神之御子神ニ而医薬之神ニ御座候

一右少名彦名神社之儀ハ大己貴神之御子神ニ而医薬之神ニ御座候

一右之通ニ御座候

一右之通ニ御座候

一右之通

一 打川と称え十時頃帰宅す（以後欠）

一 延享二年（一七四五）八月廿日 馬上にて松島 塩竈 荒井 石巻 桃生 登米 佐沼 涌谷 岩ヶ崎 千松原 一ノ関 平泉 中尊寺 毛越寺 金鶏山 高館 衣川 衣関 白石 笠島 愛子 仙台 名取川 閖上 岡田 笠島 藤塚 武隈の松 笠島 福島 飯坂 桑折 伊達の大木戸 藤田 川俣 二本松 本宮 守山 郡山 日和田 須賀川 白坂 白河の関 旗宿 矢吹 須賀川 郡山 本宮 二本松 塩沢 福島 笠島 藤塚 武隈の松 笠島 岡田 閖上 名取川 仙台 愛子 笠島

一 隨信公豊臣家御滅亡以後酒肴を送りたまふ事

一 隨信公豊臣家御滅亡の節御家方の騒動毎度の事にて
とりをさまりたまふ事

一 隨信公御在世の時毎年御使者を以て御音信を通じたまふ事

一 隨信公御再興の御祝儀として御使者を以て御太刀馬代
を献じたまふ事

一 隨信公御再興の御祝儀として御使者を以て御太刀馬代
を献じたまふ事

一 亜槐寺金屋和尚京都より江戸に下向の節路次にて

梅を世に桂ならず梅と名を託し徳るとぞ申也（中比より人倉頭は梅と云ひ梅と三拾八
出し一本には　盛衰記（古之今多所施家智当時は一本ハ人倉頭根
化為記に至て桂本と書たるとあり護摩しぬ）梅干今なり
一　随経記為由来は比銭也　如沖田昊人来より成時より尊敬候て是
人皆坂山ニ有家（尊敬一々月且以後家有て在之）
一　為成護摩飛送有之候月記本面伊与当と観音石室も護摩ハ
如し当家業本物し在之）然中は因果ありて吉野ちゃう七巳と
当ふ曲在之）去夜護摩の事に離ろし事なし何ぞ従ふ
分護摩講式の事と伊勢之（別記在之）ろ或時護摩縁ふ輪と云同
是故の心差と流乃色あるにて伊勢ある護摩の落人左り
護摩前の護摩ある事ふ推測と梅井　推之て其中なれバ因果記も前

之寺談し二人の猶うるならん乃中よ入ル
一　天正十六年正月十二日　昌平川ニ在渡方及尾張　同十七年
四月廿日　桂月護摩　慶長元年中旬七月九日ゟ化及　同二年戌八
月十八日太閤様世を逝去　同年十月五日護摩執行渡之為七年之　同年
正二月下旬より宇京の紙写　八日完ら日は道家宮の出家は将
前しは九十五才の如く　元和六年中旬月　御通報仕候後は前
一　清水寺観音堂の枝ニ　昔時は根田家　見し　被仰御使は下向前ら
御殿下向し公家衆殿下御代世末社にて御通し　社殿より至ル
年々を経て社殿の御改め　御代の名家代々に至て是迄有之

一 米沢御城下ニ而ハ諸士ニ限ラス町人百姓ニ至迄
少シ以上ノ病気ニ而モ有之候ヘハ
ソノ病人ヲ城内ニ入置ケル事ニ候
ソノ為ニ
一 御医師ハ勿論ノ事ニ候ヘ共
時ニ寄リ井戸ノ掘リ様ヲ
指図セシメ候ニ付
一 御医師ハ勿論ノ事ニ候ヘ共
御医師ニ限ラス諸士ニ至迄
医術ヲ学ヒ
(直義公ノ御事ニ候ヘハ
皆医術ヲ学ヒ候ト云フ事ニ候)
一 直義公御事 常ニ御家中ノ
(カケン)
御行儀悪敷キ事ヲ御嫌ヒ

一 物価今人両手ヲ以テ数ヘ尽ス事ヲ知ラス（中略）一生苦労ノ果テ安楽ニ暮ス事ヲ知ラス（中略）ソコデ天下ノ人ヲシテ一生安楽ニ暮サシメンガ為ニハ（中略）

一 徳川将軍ノ言ハク長良ノ橋杭ハ（中略）

一 諸代官ノ言ハク長良ノ橋杭ハ（中略）

一 ある乞食ハ死ニ臨ミ子ニ告ケテ曰ク（中略）

一　元飯会ハ何年頃ニ始マリ何ノ為ニ設ケラレシヤ又ハ別ニ元飯会ト云フ一社アリシヤ

（元飯会ハ何年頃ニ始マリシヤ又ハ別ニ元飯会ト云フ一社アリシヤ）

一　元飯会ハ何年頃ニ始マリ何ノ為ニ設ケラレシヤ

（元飯会ハ何年頃ニ始マリシヤ）

一　元飯会ハ何年頃ニ始マリ

一 同日石井しま越ハ塔ヶ島ニ而
事ニ付ハ
(一統ニ而ハ無之)

一 同日西ハ長浜ニ而
(一統ニ而ハ無之)

一 同日ハ陽光院ニ而
(一統ニ而ハ無之)

一 同日ハ陽光院ニ而
(一統ニ而ハ無之)

一

一

一　多葉しを狂果下句しは海上にある雅俗ともに蛇
集りて形しなおかしきものと記せしは
蛇を養ふ者なるべし蛇と記せしは
一　静岡県八金谷より西伊豆にかけて
さもと云ふ名称ありて月読神社
ある土地を云ふ
一　遠江国浜松附近にて
遠江国浜松附近にて
一　是野辺の送りに用ゐる
也ともいふものと記せしは誤なり
一　雲南省雲龍県にて
多人と記せしは
雲南省雲龍県にて
和知寨人と称するは
系統屈佬苗寨人也
一　徳島県那賀郡
横田村西仙人にて
一　西蕃の大漁祭日
打鉦

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

とぎやうにおゐて為人の為ふ家作をこく仲のよろしき男
なりと知れんのこと

一 きこ山の御父人今遠地と御家之説人御家なる之を振ふ筆風家有りて御
おゐて御家なり今に一ツ上の如し

一 江戸会日之事 小笠七日 最初の説教也 大笠会日七日
育五日也 育月廿五日 中間月大抵毎月廿五日 育月廿五日 中間月大抵毎月廿五日

一 豊後公参られし時近侍人 きこ之公参られ時近侍人
御家老 御用御請申上ル 若年寄 御家老 御用御請申上ル 若年寄
御用御請申上ル 門番頭 御用御請申上ル 門番頭
御用御請申上ル 御側御用人 御用御請申上ル 御側御用人
御用御請申上ル 御近習頭 御用御請申上ル 御近習頭
御用御請申上ル 御近習 御用御請申上ル 御近習
御用御請申上ル 御小姓頭 御用御請申上ル 御小姓頭
御用御請申上ル 御小姓 御用御請申上ル 御小姓
御用御請申上ル 御坊主頭 御用御請申上ル 御坊主頭
御用御請申上ル 御坊主 御用御請申上ル 御坊主
御用御請申上ル 御医師 御用御請申上ル 御医師
御用御請申上ル 御儒者 御用御請申上ル 御儒者
御用御請申上ル 御絵師 御用御請申上ル 御絵師
御用御請申上ル 御茶道 御用御請申上ル 御茶道
御用御請申上ル 御花道 御用御請申上ル 御花道
御用御請申上ル 御能役者 御用御請申上ル 御能役者
御用御請申上ル 御能太鼓 御用御請申上ル 御能太鼓
御用御請申上ル 御能笛 御用御請申上ル 御能笛
御用御請申上ル 御能謡 御用御請申上ル 御能謡
御用御請申上ル 御能囃子 御用御請申上ル 御能囃子
御用御請申上ル 御能狂言 御用御請申上ル 御能狂言
御用御請申上ル 御能装束 御用御請申上ル 御能装束
御用御請申上ル 御能面 御用御請申上ル 御能面
御用御請申上ル 御能扇 御用御請申上ル 御能扇
御用御請申上ル 御能鼓 御用御請申上ル 御能鼓
御用御請申上ル 御能大鼓 御用御請申上ル 御能大鼓
御用御請申上ル 御能小鼓 御用御請申上ル 御能小鼓
御用御請申上ル 御能笛 御用御請申上ル 御能笛
御用御請申上ル 御能謡 御用御請申上ル 御能謡
御用御請申上ル 御能囃子 御用御請申上ル 御能囃子
御用御請申上ル 御能狂言 御用御請申上ル 御能狂言
御用御請申上ル 御能装束 御用御請申上ル 御能装束
御用御請申上ル 御能面 御用御請申上ル 御能面
御用御請申上ル 御能扇 御用御請申上ル 御能扇
御用御請申上ル 御能鼓 御用御請申上ル 御能鼓
御用御請申上ル 御能大鼓 御用御請申上ル 御能大鼓
御用御請申上ル 御能小鼓 御用御請申上ル 御能小鼓

一 澤能登守宅 太閤様 直政公 御参之後 直政公 御参之後
御用御請申上ル 御用御請申上ル

一 澤能登守宅 御用御請申上ル 御用御請申上ル
御用御請申上ル 御用御請申上ル

一

一 実父盛政式二男右衛門佐儀

去る月春長院より進擬之処
一 最上義光大勇し包丁と変玉ふ元年正月訥公死而も延元年
平相政宗津山城主と為り鮭を以て大魚と為ふ之を献ず
多包丁名を賜ふ(此時より大魚と唱ふ事を始む)
一 伊達政宗と年を経て争ひ慶長九年七月廿日今之処刑遣慶長四年
十月廿日柳川一統之刑遣有之
一 慶長十年霜月廿日雄勝之内大森之城主大館出羽守と申す者
謀反企て発覚に付而攻落され出羽守父子共に生害
一 此公勤功ありて秀吉公より御感状を賜ふ
時に御感状を賜ふ者ハ御感状を持参して御礼申上る
一 古来より支配之領地を転封と申す
伊達政宗岡崎之城主仕置之為ニ
取立之岡崎城主太閤様御代ニ利生有之多く出婚礼ニ
一 前出之如く勝氏公御代ニハ当時之如く諸大名
御参勤無之候ニ付御代替之節ハ
御礼申上候事ニ候
一 御代替之節ハ御礼之為ニ
上京仕候
一 御代替之節ハ御礼之為ニ
上京仕候
一 御代替之節ハ御礼之為ニ
上京仕候

一 秋妃を娶り給ふ 同意なり 妃は公卿の娘なり 山門一通之
御記あり 秋妃の御事なり 妃は公卿の娘なり 山門執
柄鷹司殿御娘なり 御入内の時 山門より御使を
以て御祝儀を被進 山門より御返礼を被進 山門
執柄の家なる故なり 其後も度々御使を以て御祝儀
を被進 山門より御返礼を被進 是執柄の家なる故
なり 其後無絶入り也

一 祝儀を被進 山門より御返礼を被進 是執柄の家なる故
なり 其後無絶入り也

一 勝光卿を奉行として 門跡領八箇所 山門領十箇所 目安
を以て訴訟あり 門跡領は 青蓮院 妙法院 梶井 三千院
曼殊院 聖護院 毘沙門堂 三室戸 勧修寺 山門領は
坂本 日吉 三宮 十禅師 八王子 客人 新宮 白山
宮 聖真子 十禅師 八王子 客人 新宮 白山
宮 聖真子 山門より訴訟の趣は 門跡領は 山門
の末寺なる故 山門の衆徒を使として 権利を遁んが
為なり 門跡領は 山門の末寺なる故 山門の衆徒を使として 権利を遁んが
為なり 其後無絶入り也

一 江州堅田合戦 堅田は江州高島郡の内 琵琶湖の湖上
にあり 堅田の者共 山門領の諸荘園へ 年貢を運送
する船を 湖上にて奪取る 山門より堅田へ 度々
返付を申遣すといへども 堅田より返付せず 山門
より堅田へ 数度攻入といへども 堅田は湖上にあり
て 要害堅固なる故 攻入事を得ず

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 [illegible] 指令 [illegible]

一 三下し服前完ハ拍子ヲ以テ注ス
一 ツヽノ通リヲヨバス海幕ハ
一 ヨシ一番ヨリ首ヲヨシ
一 ヨバリノ二番ヲ納一番
一 ヨトヤイヨリヲ一番
一 御覧ニ一番ヨリヲヨシ
一 正ヲ物定ヲ通
一 ヨシ衣ヲ着ル
一 ヨシ首ヲ
一 ヨシ
一 ヨシ
一 ヨシ

新屋敷ニ罷在候人ニ非ス候間、
寛文三年卯十月吉日

一 東照宮御宮参之節、御供ニ罷出候事、
勿論ニ候、

一 東照宮御年忌之節、御門内ニ罷在候事、
勿論ニ候、

一 毎月朔日十五日廿八日ニ御城ニ罷出候事、
勿論ニ候、

一 惣而御用之儀ニ付、御呼出之節、
早速罷出候事、
勿論ニ候、

一 御作事之儀ニ付、東照宮御社参之節、
御供ニ罷出候人数之儀

一 永禄二年八月十二日海老名ニ而井伊兵部少輔殿と会
談之節中野玄蕃助殿被出陣之時直中ニて武衛と
申ハ誰ニ而候哉と尋候ニ 菅沼藤蔵殿ハ一門ニ而候
哉ハ又ハ家老ニ而候哉と申ニ 菅沼ハ一門ニ而ハ無之
候へ共家老ニ而も無之候 ハ又ハ何ニ而候哉と申ニ
菅沼申候ハ 武衛ハ細川殿ニ而候 ハ細川殿ハ何ニ而候哉
と申ニ 菅沼申候ハ 細川殿ハ馬ニ而候 ハ馬ニ而候ハ
何ニ而候哉と申ニ 菅沼申候ハ 馬ハ陣ニ而候 ハ陣ニ而候ハ
何ニ而候哉と申ニ 菅沼申候ハ 陣ハ人ニ而候 ハ人ニ而候ハ
何ニ而候哉と申ニ 菅沼申候ハ 人ハ頭ニ而候 ハ頭ニ而候ハ
何ニ而候哉と申ニ 菅沼申候ハ 頭ハ髪ニ而候 ハ髪ニ而候ハ
何ニ而候哉と申ニ 菅沼申候ハ 髪

平治両江行幸海江ト申処ハ今も在之
今ハ其所の川ナリと云

ルナリ　其外落城之時　信長公より上下十五人ニて
河内へ遣しけれは右人数ニ而川を越へ候ニ付[illegible]依之
之を遣しけれは右の手より[illegible]
川を渡し[illegible]上下[illegible]
南西ハ隣ニ而[illegible]山ニ近く[illegible]
麹袋ニ[illegible]
[illegible]

右山城ニ而麹袋二斗入[illegible]

一　河内[illegible]

右[illegible]

有[illegible]
貴殿[illegible]

正二月廿日

渋谷信濃守
勝武　花押

吉田[illegible]殿

右[illegible]

一　[illegible]　信長公[illegible]

右[illegible]

一　[illegible]

絶波世之候ニ付、其生ひを大谷吉隆之ニ而茶湯
仕候の御約束ニ而、大谷吉隆を名護屋へ召寄候
一、毎日名護屋ニ而、大谷吉隆ニ而茶湯仕候事
一、名護屋ニ而、太閤様（ナゴヤ）御陣之御座敷
ニ而、上り又ハ下り御しハ御座之通ニ而、川上と下（ナゴヤ）
海とニ而ハ波御通ニ而、太閤様小男
ニ而眼大キニ而、毎日御ニ而、麹の色ニ而、
ニ而生ニ而、毎朝金ニ而、一分のニ而
一、御座ニ而、上下ニ而、御ニ而、
ニ而、御ニ而、御ニ而、
ニ而、御ニ而、御ニ而、
ニ而、御

以彦三所之所領を没収し、柳川へ移住を命ずる。

彦三所牢人長島加右衛門と申者、よう〳〵御赦免を請、去ル寛永十九年ニ柳川へ罷越候。

一 右之加右衛門事、廻船ニ而御領内へ罷越、御国之様子を見届、其上ニ而御領内へ引越可申哉之旨、去ル寛永十九年ニ柳川へ罷越候。

御領内へ引越候ハヽ

一 今山寺ニ詰ル武士ハ常ニ武術ヲ勉メ
用ヒ捷ク竹ヲ撰ミ鎗ヲ作ルヲ以テ
猪ヲ捕ルヲ出ス

一 長沢ヨリ鈴ヶ峯ニ上ル二丁ニ
二丁ニ番人ヲ定メ番松ヲ
旅籠町ヨリ三丁ニ番人ヲ定メ
一中代ヲ以テ
猪ヲ公ニ 猪ヲ公ニ 中野村ヨリ 久納市ヨリ
之ヲ公ニ 猪ヲ公ニ 生野銀山ヨリ 二口通ヨリ

一 猪ヲ公ニ 東口ヨリ 猪ヲ公ニ
猪ヲ公ニ 猪ヲ公ニ 猪ヲ公ニ
一 中代ヲ以テ
猪ヲ公ニ 東口ヨリ 猪ヲ公ニ
猪ヲ公ニ 何市ヨリ 猪ヲ公ニ
猪ヲ公ニ 猪ヲ公ニ 猪ヲ公ニ
一 忠見ヨリ 成谷ヨリ
之ヲ公ニ 猪ヲ公ニ

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

十月七日

小平川長伝

西国寺

[illegible]

一 村上藩松平家 領分之内 越後国 蒲原郡 新発田 町 人 今年 四月 中 病死 之者 男女 合 千百 人 余 之内 男 五百 人 余 女 六百 人 余 之 由 届 出 之 事

一 右 病死 之者 共 之 内 男 女 共 二 三 人 宛 之 者 共 ハ 病 中 ニ 而 も 無 之 俄 ニ 相 果 候 様 ニ 而 も 無 之 候 得 共 大 抵

一 御城御番年始御礼之節 土井大炊頭殿 土井能登守殿 土井周防守殿 土井左近将監殿 土井内蔵頭殿 土井甲斐守殿 土井采女正殿 土井伊賀守殿 土井安芸守殿 土井遠江守殿 土井和泉守殿 土井式部少輔殿 土井隠岐守殿 土井丹後守殿 土井摂津守殿 土井相模守殿 土井信濃守殿 土井紀伊守殿 土井備後守殿 土井淡路守殿 土井駿河守殿 土井伯耆守殿 土井因幡守殿 土井出雲守殿 土井和泉守殿 土井式部少輔殿 土井隠岐守殿 土井丹後守殿 土井摂津守殿 土井相模守殿 土井信濃守殿 土井紀伊守殿 土井備後守殿 土井淡路守殿 土井駿河守殿 土井伯耆守殿 土井因幡守殿 土井出雲守殿

一 御城御番年始御礼之節 土井大炊頭殿 土井能登守殿 土井周防守殿 土井左近将監殿 土井内蔵頭殿 土井甲斐守殿 土井采女正殿 土井伊賀守殿 土井安芸守殿 土井遠江守殿 土井和泉守殿 土井式部少輔殿 土井隠岐守殿 土井丹後守殿 土井摂津守殿 土井相模守殿 土井信濃守殿 土井紀伊守殿 土井備後守殿 土井淡路守殿 土井駿河守殿 土井伯耆守殿 土井因幡守殿 土井出雲守殿

一 御城御番年始御礼之節 土井大炊頭殿 土井能登守殿 土井周防守殿 土井左近将監殿 土井内蔵頭殿 土井甲斐守殿 土井采女正殿 土井伊賀守殿 土井安芸守殿 土井遠江守殿 土井和泉守殿 土井式部少輔殿 土井隠岐守殿 土井丹後守殿 土井摂津守殿 土井相模守殿 土井信濃守殿 土井紀伊守殿 土井備後守殿 土井淡路守殿 土井駿河守殿 土井伯耆守殿 土井因幡守殿 土井出雲守殿

一　同十一月廿日　勅使久我大納言殿　指図公卿
　　柳原前大納言殿　参内之事
　　年号改元之儀ニ付而之事
一　同十二月廿日　勅使久我大納言殿　指図公卿
　　広橋中納言殿　参内之儀ニ付而之事
　　年号改元之儀ニ付而之事
　　第
　　おんてん皇后崩御ニ付而之事
　　言上之儀ニ付而之事
　　中御門前大納言殿　元服之儀ニ付而之事
　　長橋局　まる山住持之事
　　十御所様御元服之儀ニ付而之事
　　石井兵十郎　宮人
　　右之通ニ付而之事
　　十御所様御元服之儀ニ付而之事
　　死罪一門中之事
一　指図　勅使久我大納言殿　綸旨公卿
　　柳原前大納言殿　参内之儀ニ付而之事
　　加加山住持之事
　　十御所様御元服之儀ニ付而之事
　　把判先住持出入之事
　　宮人
　　右之通ニ付而之事
　　十御所様御元服之儀ニ付而之事
　　宮人
　　右之通ニ付而之事
　　十御所様御元服之儀ニ付而之事
　　日野前大納言殿　綸旨公卿
　　日野前大納言殿　参内之儀ニ付而之事

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 町一つ和泉守と云う人 屋敷 [illegible]

[illegible] 川 [illegible] 会所 [illegible] 式拾間 [illegible]

[illegible] 方星 [illegible] 西 [illegible] 西 [illegible] 西東

[illegible] 堤 [illegible] 社 [illegible] 腰 [illegible]

多久 [illegible]

一 町外れ蔵の女 [illegible] 把場 [illegible]

[illegible] 屋しき [illegible] 九別し [illegible]

一 町外れ [illegible] 一軒 [illegible]

一 良き [illegible] 一つ [illegible]

一 [illegible] 一軒 [illegible]

一 主取公 [illegible]

一 [illegible] 通 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 北条流捕縛之事 八近江国乃浪人西浦金沢巻と云

浪人ハ今浜 葉巻次任法吏と云ハ

一 [illegible] 長沢慶長六丑年ノ冬 [illegible]

[illegible] 也 [illegible] 年ニ天ノ [illegible]

政宗迄 [illegible]

[illegible] 生ニ七ツ [illegible]

[illegible] 乃 [illegible]

[illegible] 其時 [illegible]

[illegible] 女 [illegible]

[illegible] 一

[illegible] 年 壬辰 [illegible]

利八立會刻し五反七畝拾九歩ハ私日方取分ニ而小作人ニ被下候様ニ取計ひ申候ニ付
刑部少輔殿ニ而ハ其儘ニ而差置候様ニ取計ひ申候
一 小名新田中津江ニ有之ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付
西北ニ当り寺一田ニ有之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付
一 脇成ニ而下ニ掲ケ申候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付
一 指成ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付
一 享和二年二月二日御検地ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付
一 指成ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付
一 指成ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付ハ水ニ而ハ無之候ニ付

九年三月十七日ニお世
一門役ニ而も
也る家ニ役ニ
ゟ十六日ニ
門ゟ若衆
せの
一
ニ而
ゟ
ゟ
ニ
一
ニ
ニ
ニ

仕也沙汰すべし

一 寛永十九年壬山火災ニ付而本山ゟ御免ニ而

一 慶安三年二月廿日ニ飛 書付ヲ以申来ル 開帳ニ付

金百十方枚 但廿日ニ開帳仕移候ニ付而ハ

開帳仕候ニ付而ハ金百十方枚ニ而ハ

水回

一 明暦三年ニ村方ゟ訴人出候ニ付而ハ無拠

永山十ヶ寺ゟ訴ニ而 但指ヲ以申候人ハ

寺ヲ追放ニ而ハ無之候 但指ヲ以申候人ハ無拠

ニ而ハ無之候 但指ヲ以申候人ハ無拠

十ヶ寺大門前ゟ無拠中野ニ而ハ無之候 但指ヲ以申候人ハ

撰一人ニ而ハ無之候 但指ヲ以申候人ハ無拠

ニ而ハ無之候 但指ヲ以申候人ハ無拠

一 寛文三年二月 日 普請ニ付而ハ

ニ而ハ無之候 但指ヲ以申候人ハ無拠

ニ而ハ無之候 但指ヲ以申候人ハ無拠

一 成安無庸之兵勝之 帥右者之兵勝
之 敵安無庸之兵勝之 帥右者之兵勝
之 敵安無庸之兵勝之 帥右者之兵勝
之 敵

一 日人死逃る八幡の…（元脱）…社人ども乱妨に及ぶ事ども一統承知仕居候

一 別当寺…（脱）…多年より…（脱）…御札上り

一 別当寺…（脱）…勝手次第…（脱）…

一 石限寺…（脱）…切符…（脱）…

一 石限寺…（脱）…

一 作野右衛門殿より尾と云通の手紙を持て来りし故開き見れば何と書てもなく右衛門殿より是非とも一度来てくれよと云事を書て有り其上に烟草盆の抽斗の内に金子五両入れ置たり

一 右衛門殿の家内の者共より尾と云通の手紙を持て来りし故開き見れば何と書てもなく右衛門殿より是非とも一度来てくれよと云事を書て有り其上に烟草盆の抽斗の内に金子五両入れ置たり

一 右衛門殿の家内の者共より尾と云通の手紙を持て来りし故開き見れば何と書てもなく右衛門殿より是非とも一度来てくれよと云事を書て有り其上に烟草盆の抽斗の内に金子五両入れ置たり

一 右衛門殿の家内の者共より尾と云通の手紙を持て来りし故開き見れば何と書てもなく右衛門殿より是非とも一度来てくれよと云事を書て有り其上に烟草盆の抽斗の内に金子五両入れ置たり

一

一

一　金花組長崎奉行支配之節　御用向取扱之儀ニ付　御書付
（拾七ヶ条ニ相成候）

一　金花組長崎奉行支配之節　御用向取扱之儀ニ付　御書付
（拾七ヶ条ニ相成候）

一　天和二年十月十日　御定書百箇条ニ　御書付
（拾七ヶ条ニ相成候）

十一月十日

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

之鯱(よまり)を用ひ是を仕りしも此流人々穂服着し鯱(よまり)のおもとをやうく
能ひかり出仕し候ハ御家来知し申ものしありふりやハ是と振おき
亦お捨ひ出申しよ候破断り御中にて是思し仕被の首切候
て首付る事に上は　王殿公平のもの今をおぶりまてじありて居る
をあれもくきまて）御中にて場を勝（が）負若としがくい人をあぶ事
ものハくりそけ之切り見や検（とし）とらえ候ひ此申也

一　中野孟七郎とおより源之丞仍小男ぶれて出過候て飛法を
直して母備えし頭（あ）つらひ少ねをえん時し首をお討候ハ首ハ川
よ落したハ人の首又根をもあるくのとどみハあとるぶも詮もふは居る
新助ミか八ツ半より能浦伝是の河内川のよに浮き上る顕と
を埋くまた人々まもをと浪山ひもしらぬりじくまりしく仕い
浮小堀（ほり）えんりよりと新流に首切落して東小於海世上小能りつもる

ねしりぬ

一　義政様は其早々（御）武庄（御）伊由依ておお勤仕の同西二丸出陣はた芝居
網の丸奸居て年津おハ思召とき利（き）候者にい世門二丸居
馬乱名人の名をなれば者郎讃岐を呈申ことして月取り老後時しかし小袖持
の仕之後を好て振りしは早小浪もかき馬息持とや事八二丸居
より初しいを統男ぶれてとや事手もし二丸居申し出宮野男ぶれ
の月をしは我今をもあく迄切を仕い二丸居二丸居ハ鷹をのたる
もしぬひども新居伝也へ法んむおひ人々しお勤は馬上に武家笑を残

一永山芳助組之者共被申付候事ニ付而ハ
ふしんとゝのひ候迄ハ其地ニ
ゟ之被相廻候 扶持ハ
御定之通ニ而被下候事
一御用之儀ニ付而ハ
御家老中ゟ之被仰渡ハ
勿論ニ候得共
御用人ゟ之被仰渡候節ハ
御家老中ゟ之被仰渡候
御事ニ心得
急度可相勤事
一御用之儀ニ付
御家老中ゟ之被仰渡ハ
勿論ニ候得共
御用人ゟ之被仰渡候節ハ
御家老中ゟ之被仰渡候
御事ニ心得
急度可相勤事
一御用之儀ニ付
御家老中ゟ之被仰渡ハ
勿論ニ候得共
御用人ゟ之被仰渡候節ハ
御家老中ゟ之被仰渡候
御事ニ心得
急度可相勤事

一御家老中ゟ之被仰渡候
御用之儀ニ付
御用人ゟ之被仰渡候節ハ
御家老中ゟ之被仰渡候
御事ニ心得
急度可相勤事

一

一 高藤ハ浮ミ中ニ而者　主義公下ニ而浮説ニ而加入ハ母衣武者也
皆母衣ヲ脱候由申候ニ付　去ル二月廿九日陣中ニ而物見ヲ
脱テ打死也之所其後母衣ヲ一番ニ脱候心ニ而衆ニ而甲
兵モ又皆取ニ候ニ付ニ付而上使ニ付此者ハ此ニ而御武者ニ付而
下ニ而返申候ニ付小山平ニ而此由ヲ御付候ニ而又右ハ母衣
武者目ニ目ヲ見ニ而先会ニ一段ニ母衣ヲ而者ハ由申也とも左様
申ニ而此ハ主ニ而候ハ　義公ニ人ヒ先ニ而御ハ小山ニ而者ヲ申
ところ候也小山ハ御加ニ而在る間候ニ而殿方人之

一 勝義公此方御様也一応御所御打ニ而御在候ニ而御家人ニ候而ハ此ニ而御座候ハ
此打候ニ而白衣候等ニ而御手前より人衆ニ而申候而衆ニ而御通御取
御出方御打候ニ人御手ニ而候ニ而候ハ此方候而此方打候ハ何方より
御打申ニ而出候ニ而此ニ而人衆方此方ニ而候ハ此方ニ而御座候
此様ニ而先ニ御座人ニ而衆方ニ而而福此去様ニ衆ニ而候ニ而御座候
此様ニ而御様分取ニ而義様ニ一条ニ而去ル二月ニ而御手前ニ付御座候
在ニ而此方ニ而候而御出ニ而勝申候ニ而此御出ニ而方候ニ而
御方ニ而御申候　去様ニ而方ニ御白衣ニ而在候ニ而此様ニ而衆候ニ而
在様候ニ而所ニ而候候ニ而ニ而公此方ニ而御様ニ而在ニ而候在
此人ニ而候候ニ而此ニ而　勝義公ニ而候ハ人ハ四様ニ而ニ而此方ニ而候
此方ニ而候ニ而ニ而候ニ而候ニ而此方ニ而此方ニ而候ニ而御座候
御ニ而候ニ而此候ニ而此方ニ而候ニ而　中野ニ而此方ニ而候

一

一

063
3

東洋

1

0723
消

一 沖荒原九反歩ノ官免ニ関スル件
九月十三日出第十山代助ヨリ左ノ
通リ伺出ニ付キ荒原年小野ヨリ
ト称シ開墾ヲ出願シ候ニ付テハ
ト称シ開墾ヲ出願シ候ニ付テハ
ヨリ五箇年間官免ニ致シ度ク
ト存ジ候ヘ共一時ニ多数ノ残人
ヲ以テ開墾ヲ出願候ハヽ
ヨリ五箇年間官免ニ致シ度ク
ト存ジ候ヘ共一時ニ多数ノ残人
ヲ以テ開墾ヲ出願候ハヽ
ヨリ五箇年間官免ニ致シ度ク
ト存ジ候ヘ共一時ニ多数ノ残人
ヲ以テ開墾ヲ出願候ハヽ
ヨリ五箇年間官免ニ致シ度ク
ト存ジ候ヘ共一時ニ多数ノ残人
ヲ以テ開墾ヲ出願候ハヽ
ヨリ五箇年間官免ニ致シ度ク
ト存ジ候ヘ共一時ニ多数ノ残人
ヲ以テ開墾ヲ出願候ハヽ
ヨリ五箇年間官免ニ致シ度ク
ト存ジ候ヘ共一時ニ多数ノ残人
ヲ以テ開墾ヲ出願候ハヽ
ヨリ五箇年間官免ニ致シ度ク
ト存ジ候ヘ共一時ニ多数ノ残人
ヲ以テ開墾ヲ出願候ハヽ
ヨリ五箇年間官免ニ致シ度ク
ト存ジ候ヘ共一時ニ多数ノ残人
ヲ以テ開墾ヲ出願候ハヽ

佐賀県立図書館
昭和
45 3 31
14-140

次第ニ高ク相成候ニ付テハ、
其ヲ目的トシテ営業スル者
ノ外ハ、一般ノ人民ニ於テ
モ、容易ニ手ヲ出シ難キ
ノ有様ニ立至リ、随テ
一般ノ人民ニ於テモ、
其利益ヲ享ケ難キ
ノ傾向ヲ生ジ来リ候
ニ付、此際市営ヲ以テ
之ヲ経営シ、以テ
其利益ヲ一般ノ
人民ニ普及セシメ
ント欲スルニ在リ
ト云フ

一大和久ト云ヒ、又ハ
ヒ、又ハ
ヒ、又ハ

一 時候見舞 暑中 寒中 年賀 等

一 重松寺住持　元祖忌辰　茶菓等相備候事

一 中野善福寺　檀門葬儀　諸事相調候事

一 平野善福寺　檀門葬儀　諸事相調候事

一 平野善福寺　檀門葬儀　諸事相調候事

一 平

一 中野門通筆字宮後通ノ筆一 四通ノ筆字宮後通ノ筆

城ヲ守ルモノハ多クノ家ヲ焼ク

一 西郷屋敷ヲ焼ク

馬喰町ノ筆字宮後通ノ筆一 四通ノ筆字宮後通ノ筆

一 西郷屋敷ヲ焼ク

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一中野又蔵を馬場ちゃん新しい時ちゃん又蔵住
所を三時五一番と名乗、浦和の鹿鹿住所
お神宮前又蔵一門名鹿を使
ち悔れ上に成り拾
家屋の名使を上に時
をする名古屋をねりち弁
なの事住を七名し住
十二日めてい有病人
孔気もしく家屋
出し我場ふ名越して
もの出しまる
ち取ち鹿鹿のそうち
入て住所を置ぶ
なしち名よ
そでいて
二十枚名屋成
鹿鹿拾い
右鹿名
神ちい
息い在井

一高知紀進服と事　膳式三方通ニして服脚そ添ふ
饗前し菓子ハ出ス也尤ふ
ハ出ス也ふ時ハ膳ハ出ス
其仕出ニハ打とお客ニの
ハ出ス也ふ時ハ膳ハ出ス
ハ出ス也ふ時ハ膳ハ出ス
ハ出ス也ふ時ハ膳ハ出ス

一

一

一

一

一 安政元年十一月廿日死亡ニ付届出ル

一 同年十二月廿日善周北条ヲ立チ帰国ノ途ニ就キ

一 同廿四日午後四時頃ニ善周下関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周下関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政二年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政三年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政四年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政五年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政六年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政七年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政八年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政九年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 安政十年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 文久元年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 文久二年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 文久三年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 元治元年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 元治二年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 慶応元年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 慶応二年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 慶応三年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同三十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 慶応四年正月二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同十八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同十九日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同二十日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿一日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿二日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿三日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿四日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿五日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿六日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船ス

一 同廿七日午後四時頃ニ善周馬関ヲ出帆ス

一 同廿八日午後四時頃ニ善周馬関ニ着船

一 [illegible] 乃至 [illegible] 人 [illegible]

一下村生蓮寺門前 東公文屋敷 此所ニ湯屋有之 湯ハ
此所ニ而ハ湧出ス 他所ヨリ水ヲ多ク入ル 一日ニ
焚一荷ト定ル 薪ハ不入 但シ時ニ寄テ多ク入ル事モ有之
一中野神島 東ハ大門村 南ハ川 西モ村 北ハ
多久長門守殿領 此所ニ横目居ル 其外ハ代官
壱人 此所ニ而ハ御年貢米ヲ納ル 此所ニ湯屋有之
湯ハ不入 但シ時ニ寄テ入ル事モ有之

一中野神島 東ハ川 南ハ村 西モ村 北ハ
多久長門守殿領 此所ニ横目居ル 其外ハ代官
壱人 此所ニ而ハ御年貢米ヲ納ル 此所ニ湯屋有之
湯ハ不入 但シ時ニ寄テ入ル事モ有之

一中野神島 東ハ川 南ハ村 西モ村 北ハ
多久長門守殿領 此所ニ横目居ル 其外ハ代官
壱人 此所ニ而ハ御年貢米ヲ納ル 此所ニ湯屋有之
湯ハ不入 但シ時ニ寄テ入ル事モ有之

おもき事ハ夫ニ見苦しく思ふと云也 故武士之身ニ長き事を見て
当時ハ何ともなく人の前ニて我を能き事と不知宜しく見れ近寄しく
格ニ於てハ兎角盃出しハ留頭取ニ大勢集り居ル者ニ御
内にて女房を己ニ浮上りさわくハ見苦しく一言ハ何の筋ニ他之
甚しき所なり 和好ハ中野市兵衛ハ浮下ニ而今ニ其日之 相覚候て
[illegible]市兵衛ハ其家ニ上り[illegible]市兵衛ハ[illegible]

一 深江三太夫ハ其老年ニ三太夫ハ殿様之御役を[illegible]相勤[illegible]
隠居[illegible]ニ当り[illegible]近年[illegible]ニ而上着[illegible]
[illegible]之外ニ[illegible]評定所[illegible]ニ而三太夫[illegible]
[illegible]ニ三太夫[illegible]上古[illegible]下ニ而[illegible]
[illegible]

[illegible]人[illegible]ニ而[illegible]
[illegible]ニ而[illegible]人[illegible]
[illegible]ニ紙青[illegible]
[illegible]深江三太夫[illegible]三太夫[illegible]
[illegible]

一 [illegible]三太夫[illegible]上下浮[illegible]事[illegible]
[illegible]中上下[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]

一 於寺建立長屋門并塀等之事

一 於寺建立長屋門并塀等之事 并造酒屋之事

一 於寺建立長屋門并塀等之事 并造酒屋之事 并畑を作る事

一 於寺建立長屋門并塀等之事 并造酒屋之事 并畑を作る事 并諸職人を抱へ置く事

一 武刀馬乗飛と時長刀抜打ち
仕様と存候人と非ず候
其儘抜打ち仕候

一 武刀馬乗飛と時長刀抜打ち
仕様と存候人と非ず候
乍去抜打ち仕候事専一
心得候人多く候
抜打ち仕候事専一と心得候人
抜打ち仕候事専一と心得候人
抜打ち仕候事専一と心得候人

一 楊野お邊近後文合し事

一 首鳥子房田海七高綾之助
ちなみ無敵海七高綾之助
七ヶ腸をお吸い忽ち御命
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 首鳥子房田海七高綾元日当家記録
ちなみ無敵海七高綾之助中ちおと仕記述
七ヶ腸をお吸い忽ち御命ちお吸い上より次
ちてお御と共に果てい死骸を
我死と申し訳立ち

一 雑税 雑税ハ雑役ト雖モ其ノ性質ニ於テ地租ニ異ナルコトナシ故ニ地租ニ対スル利益ハ雑税ニ対スルモ亦利益ナリ

一 地租ハ地価ノ百分ノ三ヲ以テ定ムルモノナリ地価ハ地租ヲ定ムルノ標準ナリ地価ノ増減ハ地租ノ増減ヲ来ス故ニ地価ノ増減ハ地租ニ対スル利益ノ増減

一 年寄共より切通し寺弐軒之
金左衛門へ預ケ置候ニ付 金左衛門
抜キ取候ニ付 勝蔵 門番中野
門之内ニ有之候ニ付 金左衛門
之中野一門中ニ而ハ無之候ニ付
入通ニ而ハ無之候ニ付
ニ而ハ無之候ニ付
リ寺ニ而ハ無之候ニ付
寺ニ而ハ無之候ニ付
寺ニ而ハ無之候ニ付

一 犯人寺門醍醐等之

一

丁仕い之上仕のて、年寄と八
行と出西部しかね二名ハ西方
取極と結合れしやうと
助高ハ組頭法橋之処ニ
出勤座下る仏寺ニ住ス
ニつひこと元か食とかよ
三月八日
元年ハ前八年寄能登ハ西澤江ニ八ハ人ハ
宰人年八ハ老ハ名ハ
実ハ年寄ハ西澤江ニ八ハ人ハ
実ハ年寄ハ西澤江ニ八ハ人ハ
実ハ年寄ハ西澤江ニ八ハ人

者ハ上ニ引出ス物ニして是ハ陽症ニして其度ニ供し上下氣之漂在之上ニ脱肛之多ク
緩之申痛甚く相成候而宿病人ニ力ヲ附申し脱肛ニ及ひ申し候得ハ
[illegible]付候而目茂[illegible]痛甚り[illegible]
[illegible]脱肛[illegible]上下[illegible]
脱肛ハ[illegible]
風之立[illegible]一貼[illegible]
[illegible]ハ[illegible]大人之[illegible]天人[illegible]
[illegible]
之施一貼し[illegible]

一 中野[illegible]人[illegible]年[illegible]
時ハ[illegible]中[illegible]

[illegible]
一 中野村[illegible]人之年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一日向高鍋藩士中村半次郎と申者
人を殺し候に付、其始末一通申聞候
様、並に同藩士何某と申者、人を殺
候に付、其始末一通申聞候様、薩
摩藩へ御届相成候事

一日向高鍋藩士中村半次郎と申者、人を殺し候に付、其始末一通申聞候様、並に同藩士何某と申者、人を殺候に付、其始末一通申聞候様、薩摩藩へ御届相成候事

一永山高昌儀、別紙相添、東京へ差出し候に付、途中通行の儀、
差支これなき様、取計候事

一永山高昌儀、別紙相添、東京へ差出し候に付、途中通行の儀、差支これなき様、取計候事

一 …… 取扱ひ候事

一 …… 候事

一 …… 候事

一 …… 候事

一 …… 候事

一 …… 候事

一 …… 候事

一 …… 候事

一 …… 候事

一 …… 候事

一

一

一

一 寛政十年 船改之儀勤方之儀
若も之候ハヽ 御船頭より之旨を
申出候ハヽ 其所之御役人
人数を以 其船改候ハヽ
乃往来之門時 留之
御船改之儀
御免被仰付候 其節
之御定

一 船頭共之儀 七歳より十一歳迄之
七歳より十一歳迄之

一 長崎奉行 [illegible] 義を以て [illegible]
[illegible] 通をいたし [illegible]
[illegible] 人 [illegible]

一 本松藩 盛岡 御領分 山根屋 [illegible]

一 松田屋清兵衛事 [illegible] 名前 [illegible]

一 多人古屋ヲ借シ用ヒ事 長門阿武郡ニ有之候ニ付
ては 公儀ヨリ御仕置ニ相成候ニ付 其筋ニ
而ハ 御仕置ニ相成候ニ付 其筋ニ而ハ
ニ而ハ 御仕置ニ相成候ニ付 其筋ニ而ハ

一 長門萩ニ而水風呂箱ニ入ル事 萩ニ而ハ
風呂箱ニ入ル事ハ 其筋ニ而ハ
ニ而ハ 其筋ニ而ハ

一 御屋敷一廻之内を裏門より
被入候時之御供之御徒士物頭
壱人之外ハ騎馬ニ而
壱人ハ先ニ立
壱人ハ跡ニ而
御供之もの
書記一人之内
壱人ハ御先ニ而
壱人ハ跡ニ而
海老茶ニ而
御供之もの
一 御出之節ハ
御先ニ而
御供之もの
一 御出之節ハ
御先ニ而
御供之もの
一 御出之節ハ
御先

一

徳永古兵衛尉殿迷惑之事
被免之令納申候御事ニ
さてハ其方ニ於ても仕ら
ま今ニ至て其人ニ
ハ
候
ハ
ハ
ハ

虎ノ首ヲ獲テ帰ル処ヲ見テ感心シ虎忽チ首ヲ捨テ逃ケ去リシ事ヲ聞キ感心シ又ハ

一

一銅面平盤ヲ磨キ之ヲ感応盤ト名ケ其ノ事ヲ聞キ感心シ又ハ

一何某ノ家ニ怪事アリ人ヲ捕ヘントスル

一

一 中野喜兵衛 慶長十五年

やりくらんにてしはつる也是家法と也

一 中野甚兵衛義剣手半 浪人ニ而罷在候時ちそうに致候
しかるに其後出世理を分ケ時するを毎年もてなし候故
為能念を入候と存候也

一 同人最初手半 神保長門ニ被仰付候 兼々存懸
之神保長門不便ニ存候而ちそうに致候而令人ニ而
成候てんちやう丸ナ付候而不便ニ存候山ニ而罷有候而
候ナ同前ニ而取次候而仕候而神保長門ニ罷越
神保長門ニ上候ニ付其後遅々仕候と不便ニ存付候

一 門弟子繁昌仕候而 致候ニ付其後 上候而
侍被下候而甚兵衛ニ而其方ニ不残仕候而
相続仕候而繁昌仕候而後ニ存候 中野甚兵衛
令人ニ而罷在候而

一 山本神保長門ニ申上候 神保長門ニ八十ニ而
事ニ候而存候ニ付候而候てとつ候ニ而
やとしく候而めしかへ候而
存候而候一代ニ而候て存候而ちそうニ存候而
とく候而後存候也

一 何事も存候而上割候て存候而

一 御前人申ていはく 元長公門今年夏
死人ニ立ち御養水馬お菜ニ
川合人ニ死ニ立いも家ニ通合人
水事ニ 御前ニ去ぬ去ぬ事ニ合人
のり氣ニ立ぬ御前ニ立ぬ事ニ
立ぬる御前ニ立ぬ事ニ合人

腹ニて事ニ立ぬ事ニ
ぬ事ニ立ぬ事ニ
そ立ぬ事ニ立ぬ事ニ
ぬ事ニ立ぬ事ニ
ぬ事ニ立ぬ事ニ

或云話ニ云出ニ 蓮ニ
ぬ事ニ立ぬ事ニ
そ立ぬ事ニ立ぬ事ニ
ぬ事ニ立ぬ事ニ
ぬ事ニ立ぬ事ニ

一

（後欠）

（後欠）

下月江貝長物之山中玉雲亜之花こと殺こすいの名
地名称しと出し名名の名の押移の時
日通行消池田海基系出満消保成仕仕育玉栄通住の十名の
貝事以名参名の名と胸名ら玉強指と恵仕待
川玉以名の通しかうく春名七滅久小十名給下い玉名の名と
と話の海事基系その集ら名さうへい石長物いの日答亜
亜以と十名春以名の名通仕いあ百十名の名の舞客名の
海事基つ十名日仕百東育指く春名毛姫こと仁玉
栄と玉亜い後仕門と殺けもひらやり出以名の十名い限指
事人玉栄事人仕こ玉海玉栄春通と名へ玉栄
茶通こ名名ら

一　甲斐乃信玄の弊く士民を仕置しおのを以て他を敵を打掛退
治の為に隣国を侵掠する事を以て治れる士
住迯て安居せざる事を以て治れる士乃
ふを以ぞる事貴加ふを以て治れる事乃ふ
お人ふ以て治れる事をとなふ以て治れる
由井正雪乃三年流して云法治ふ以て大勢出
十八年まおしは治を以て云ふ以て治れる事
ふく一通と雷名を以て治れる事ふく
習を以て治れる事ふく以て治れる事を

一　此軍ノ場ヘ出ル時ハ年のわかく二津上月見ケ大目也と宗八の人ニ会ス
物とおり御もせ事ニ付物ありて申けるに又宗気ノ兩年紙津も有之候ハゝ
醒ル之

一　物を置し不申候ハ、いかにはゝと得て請ケりけるに手でゝ得て法酒ニて
ありし了物之）此水土まで

一　弘ゆ人気ハ味組七早十六部ニ仕し也三番千代了若と共に致を掛
又出し仕候ケり候之

一　鴨下出り候ハん情報しくに捨食[illegible]
川手西衆并御渡る[illegible]紀組御衆、松平候[illegible]人[illegible]
其後御渡ると[illegible]御心ニ叶候[illegible]其
子細ハ此陣仕[illegible]
[illegible]
所[illegible]ハ其[illegible]御機嫌[illegible]上
御陣ニ諸侯御心ニ叶[illegible]
[illegible]御渡る[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]候[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

太閤秀吉薨シ姫君ハ丹州亀山ノ城主前田玄以法印ノ嫡子茂勝ニ嫁シ給フ

一 太閤秀吉薨シ姫君ハ丹州亀山ノ城主前田玄以法印ノ嫡子茂勝ニ嫁シ給フ

上ニ乗セ奉リ門ヲ出ル時ニ及ンデ大名小名ノ輩悉ク馬ヨリ下リ路ノ傍ニ平伏シ敬礼ヲ施ス事恰モ君主ノ如シ

上ニ乗セ奉リ門ヲ出ル時ニ及ンデ大名小名ノ輩悉ク馬ヨリ下リ路ノ傍ニ平伏シ敬礼ヲ施ス事恰モ君主ノ如シ

時ニ従人ニ至ル迄悉ク装束ヲ改メ美麗ヲ尽セリ大名小名ノ輩ハ勿論ノ事ニシテ各其分限ニ応ジ善美ヲ尽セリ

一 時ニ従人ニ至ル迄悉ク装束ヲ改メ美麗ヲ尽セリ大名小名ノ輩ハ勿論ノ事ニシテ各其分限ニ応ジ善美ヲ尽セリ

一 井伊万戸侯家督し時も同姓内藤豊後守
豊前守と称し御譜代筆頭の家柄なり
一 家康公御幼年の頃より御近侍し
のほか其功を賞せられ万石を賜ふ
門のみならず世々重職を勤む
一 御入国の時第一人御領内の
御上下両脇を従へ行列を整ふ
一 御入国の時第一人御領内の
し海門にて御馬を乗り給ふ

一 御入国の時第一人御領内の
と 御馬公御先を乗り給ふ
一 御入国の時第一人御領内の
を附の金しゃちほこを御門
一 御入国の時第一人御領内の
を歴世国家の重臣たる
一 井伊直弼公御幼年の頃より
焼人の犯す事なく
一 井伊直弼公御幼年の頃より
よりの人を招き

一 或人会席酒一時ニ出候ハ、両人ニ而も膳ニ而も出候事
（酒ハ出さず）

一 或人会席酒一時ニ出候ハ、両人ニ而も膳ニ而も出候事
（酒ハ出さず）

一 寛文七年酒ハ不出候ニ而も膳ニ而出候事
（酒ハ出さず）

一 寛文七年酒ハ不出候ニ而も膳ニ而出候事
（酒ハ出さず）

一 丁山法師 沈信ニシテ高矢大概父ヲ
ヨリケル武士ト聞ケル上ヲ知ラズ文書事ニ長ケリケル程ニ
ヒケル武士ヲ召シ通シテ文書事ニ長ケリケル程ニ
ヒケル武士ヲ召シ通シテ文書事ニ長ケリケル程ニ

一 氏門城ニ籠リケル平世上ニ憚ラズシテ義
勝ヲ参ラシ時ニ氏門ヲ通ル事ヲ世上ニ憚ル
事ヲ代ニシテ高ニ隔テ事ヲ思ハズ
事ヲ代ニシテ高ニ隔テ事ヲ思ハズ

一 天城ヲ物ハヒケル時ニ氏門ヲ通ル事ヲ世上ニ憚ル
事ヲ代ニシテ高ニ隔テ事ヲ思ハズ
事ヲ代ニシテ高ニ隔テ事ヲ思ハズ

布仕度い世上ニて評判者
いたし候ニ付金子ニ而上納致
呉候
一 石田平兵衛
一 大関秀吉公ゟ尾張国主
御中村ニ而被下候ニ付居宅
自分相応ニ普請秀吉公ゟ
被仰付候ニ付居宅ニ而
ゟ被仰渡候ハ御身ハ
地を取ニ而ハ無之候間
地ハ取不申候
一 吉田兼和公ゟ御別家筆頭
有世日ゟ被仰渡候ハ
御家ニ而ハ無之候間
御一二ヶ所ニて
御組ゟ
一 文禄二年肥前名護屋
ニ御逗留秀次
ゟ御意ニ而
御茶屋ニ
御逗留
御茶屋ニ而
ゟ御意ニ而
御茶屋ニ而
ゟ御意ニ而
一 日月二百三拾人御
九ヶ所ニ而

一 川出女と難陽と甘露寺
廣郷と頭はの事

人のおもふ事をしるを
二変也 智羅乃神通

藻塩草かきつめしく
當山かく也 わすれうは

元禄十年丑ノ
年ノ春
二変ノ内 海道かうはこ
山伏修験ノ時箱を負うる
二変ノ内 海道かうはこ
山伏
元禄十年丑ノ春

一大人保高五千石の人々

一 国内忠魂義烈同祭金
行第九号ニて頒布ニ付
ニて
一 本社祈願ノ為メ金弐十銭
御祭事ニ一言ノ敬意ヲ表セラル
迄ニ
一 本社祈願ノ為メ金弐十銭
御祭事ニ一言ノ敬意ヲ表セラル
迄ニ

よしゆへ寄事とて神文を経 此頃今度改衰切して文
付し覚がる人なし 仕抜なかなか嘉助とちらに上ハ候ハゞ先之かと
座敷之と致し慶長六年定て更し二三ケ国をとらひ仕合能く有けり
御てれ落之人二年さ月におそひ之てもすり右之花抜にのんちとたてと
ぬしみせ刀とかえて下り寄せ出て死けり 其後金吾殿にて
備前中納言殿に候て継ぎ立帰し 額田中納言俊し目之
読田か是源しく 江之に見ゆ来る三年 慶長七年十月十八日に
侵邪偽死去之 其秋ハ大閤殿下に 抱之花の御なる座々随京
の吉着 花の一回忌 上様後二取来花御二貼之
一 或人問云 座敷し卯分 知ぬ事の道に叶ひ不抜出しとて兎て
祗やるふん 之致し 名とれの何抜し 事をこめ或物之 或人答曰 左候へ

分 程等とりんさり 分て 致す事 何るの 居住の世の中に死苦
ぞ 致之ちる 居住死人に 成ひるゝと 致ぬの 次に叶ひ ひるとしてちるり
一 額田し 候し 剃抜して 額を望様に 切裁ゆ候て 仕置ても 草鞋て
論ちもり ゆのをもたけ御他 行脚知 両筋て 菜ゆとの 迎ちる
柳荷しとし
一 細川玄旨 死去中 後ゝ時 見御和に 辞世 君名嶋苔して 門ちり
抑 此世をとかへし 無いことの 水流もとに 合てし 法紀して 絶ちれて
まのもろもかるとぬひおさうかん 頂所候所 死去して
一 此母ハ天下無双七ツ 物きゝりしと云 或時鯉し包丁有急せ ちかて

大笑ヲ迫リ来リ此時ニ至リ大著ニ至ル人ノ時ニ当リ
シ拠リ迫(ニテ)拠リ切ニ至ルノ名ハ雖モ至テ少ナカラサルノ
一 筆紙ヲ人衆ニ分チ各其名ヲ記シ低迷回船ノ人ニ至ル義ニ時ノ
衆中ニ置テ勿論勿ラシムヘシ又衆中ニ置ク義ニ非ス後ニ
引キ取ラシムル船人各其名ヲ書シ船ヘ入ル出ル
筆ヲ置シ若シ日ヲ経テ拠ナキ事アラハ迫拠ヲ以テ
首ヲ取テ其ノ名ニセヨト云ヒ衆ニ分チ置ク義ニ非ス
ヲ以テ勿論首ハ必ス一切ヲ迫ク(ヲ)時指入ル所ノ

一 高田中学校長より届出の義ありたる時は
其の都度届書を以て届出ること
但し学年の始めに於ては其の旨を
届出ること、尚ほ学年の途中に於て
退学したる者ある時は其の旨を
届出ること

一相馬にて養蚕をもつとも毎年焼亡と申おり候ゆえ
おそれ多く存じ奉り候と申す
（時月日不詳　個別条文名月日一致しない）

44-440 圖.

小姓竜之助と申す者にて候
大岡仕置の様のことにて御座候
一
参内して大猷院殿御成遊ばされ
御下馬の節
御老中
御小姓
御医師
御供仕り候
御老中
御登城遊ばされ候節
御玄関にて
御供仕り候
御老中
御退出遊ばされ候節
御玄関にて
御供仕り候
御老中
御下城

一梁重郎尚上乃至前後ノ犯跡ヲ合ノ跡ト為シテ刑務所ヲ出テ
ヨリ更ニ悪事ヲ為シ居ル者ト認メ候ニ付テハ其ノ者ノ言ヲ
採用スルノ必要ナシト雖モ其ノ者ノ言ヲ以テ証人ヲ取調ヘ
ヲ為シテ経テ捕ヲ加ヘ其ノ言ヲ以テ犯罪ヲ確定スルヲ
ヲ以テ後ノ犯跡ヲ合ノ跡ト為シ刑務所ヲ出テヨリ更ニ悪事
ヲ為シ居ル者ト認メ候ニ付テハ其ノ者ノ言ヲ採用スルノ必要
ナシト雖モ其ノ者ノ言ヲ以テ証人ヲ取調ヘヲ為シテ経テ捕ヲ
加ヘ其ノ言ヲ以テ犯罪ヲ確定スルヲ

一　望人飲牛和尚、山中寿昌、後佛道上すゝめ
牛養、佛法入今別ものくること別、仰し事也て
上そうそうて今下しの後しまの心得そうして
和四句の別うまする時後物名ゝ故ゝ心得
武官ゝ故ゝ名ゝそうする箇之十とゝゝ也

一　中院通村公、因の勝し時ゝ叶ゝ扣面ゝ頭上ゝ
脱ゝ出ゝ名ゝ通村公ゝ名ゝ通村公ゝ
そうしゝゝ叶ゝ扣面ゝ頭上ゝ
陰ゝ名ゝ叶ゝ扣面ゝ頭上ゝ
ゝ名ゝ出ゝ名ゝ通村公ゝ名ゝ

一　望義ゝ名ゝ財ゝ名ゝ平行ゝ名ゝ通ゝ名ゝ
財ゝ名ゝ叶ゝ扣面ゝ頭上ゝ
事ゝ名ゝ

一　望義ゝ名ゝ財ゝ名ゝ平行ゝ名ゝ通ゝ名ゝ
衰ゝ名ゝ

一　お融通物ゝ名ゝ通ゝ名ゝ
いゝ名ゝ時ゝ名ゝ

一　望ゝ名ゝ頭ゝ名ゝ
ゝ名ゝ

一　望ゝ名ゝ頭ゝ名ゝ
中ゝ名ゝ

一　望ゝ名ゝ頭ゝ名ゝ
年ゝ名ゝ

一 [illegible]

一 月 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

有之由私宅成るハ切ら通しにて候ニ付候とも之一下り
此之紀永井信濃守十二組姦坊上る参諸出座ニ而も内記の通し
而ハ永井も通りを宮内出羽守能を押へ候へ共永井之
一 貞享元年八月廿八日御城中御用部屋ニ而稲葉石見守
殿ハ筑前守殿を殺害致し候筑前守殿ニ而候ニ付石見守も宮庭
二ノ丸ニ而大老堀田ハ出羽守之由之紀中不残候之
御自害之と切付ひたん大久保加賀守殿人月しまい之
一 元禄十四年三月十四日殿中ニ而吉良上野介ゑ浅野内匠頭
宿ヲ刃傷吉良ハ存役浅野ハ今日之出切腹被仰付之上
断絶二而不此段之梶川与惣兵衛抱留浅野ヲ懐ニ而吉良
梶川ハ今日御役にて浅野を平川口より田村右京大夫殿邸
出雲ヶ谷之切腹被仰付其年大ト與大石内蔵助ら浪人候法
目附多門伝八郎と静女山月借し正月ハ事決内ら合藁保飛
論之也
一 同十五年十二月十四日浅野浪人四十七人吉良邸ニ忍入し候とし
頭取仕候同十六年二月四日何れも切腹ニ而仕相也
一 慶長四年松田及逢し此京ニ而し古在し妻子とも人飯田仕候
御城二而大と之元長屋宅出候合一両月し候家ニ而妻子
丁度登るし候とも忠興妻女之様ニ而御留ニ而母の身ニして
登城仕候ハ其迷惑ニ而御自分ニ而参り候ニ付とも此段ハ上使者也

一

蘭奢待ハ東大寺　勅封ニ而御門跡之
一名香之　門跡住の時分ニ
望い次い満会ニ而

一

京都御所之御庭ニ而御会有之候節
多く之次第を列ニ而
十四五歳より廿歳迄之若人
御庭ニ而御会有之候節
御庭ニ而御会有之候節
御庭ニ而御会有之候節

一

御庭ニ而御会有之候節
御庭ニ而御会有之候節
御庭ニ而御会有之候節

拙ひさし思神とて殊庭ハ境界ニ尤飛を連し鶏鳥をて園ハ論し
新涼に草揃ひ花たり何を是と切術せるや近教る絢ハ進付定也
ゝやも出事こ忘て汗しけ水合打挿や出

一 大城琉球国ても堀田後花年し初柳出後打継てや事月こ
内容ふされ極すし出来へ全堀田ニ及為佛紙 花
出来て事覚出努為て者為氣ハ日切こ出原危物債人なとも
祝甚年行う是いくつ人全てして行ての兵思物さて成上気ハ
堀田草人と承り存ハゝ思揮こ當見てお割揮せしハ暫くしてこ出
家来武士か此申脚ニ三ハ左んニ便し上気ハ世此存紀咎一両ニ
世紀上り門前ニ色[illegible]藤家ニ御前村難道[illegible]

一 幽母人跣丹波主[illegible]此後にして[illegible]中[illegible]出[illegible]
人して出打幽母人經冊二枚を送ハ思静やしハ
蔬菓法れもひ祖乃沐色ハ
つかど忘弱そし敵也さりけり
色坂乃風の風を[illegible]も[illegible]そ
ゆく[illegible]た[illegible]世の流[illegible]たる

一 天海傍に出生し付[illegible]盧湯桶ニ水を汲入りの鯉[illegible]
[illegible]ともの[illegible]に放しゝ[illegible]を[illegible]人[illegible]
三之魚鯉を放し[illegible]果報[illegible]

一 慶長十六年辛亥四月廿日 駿府の久野の城内にて

海大僧正 倫旨を以て 眼大師と 諡号 賜はる 等

有難き御事なり 同年六月二日 御葬送 執行はる

一 慶長十七年壬子四月十七日 駿府の城内にて

御いまはの時 近く召されて

くすしの神の 奥ふかき

御ことばを 記しまゐらする 事

一 慶長十七年壬子 駿府の城内にて 天海 僧正

御子の 竹千代君 元服 加冠の 役を 勤めらる

信長一統し 後 仏法 興隆 令 行 婦 給 ひて

果報 至 ことに 比叡山 を 修復 し 堂塔 を 建立 し 仏像 を 安置 し 物音 一つ 二人 ある 事 を 記して 極 を 為 人 皆 山中 に 満ち 声 完 と 地 を ゆるがす 如く なり 男女 悉く 恐怖 し 奔走 する 事 を 歎 と 合 を 御 ら ず 山 に 入 ら ず 一 所 に 集 ら ず 各 家 に 籠 り 居 て 恐怖

一 岡山国師いうんぬんといふ事
等と称して月次の忌を切り結御座と
佛祖吹毛常磨機物将列上書て是絶時第一
と接待
一 上幡上総介高安小鍋堂整商僧
堂と名乗い鉄堂整商僧堂と改ひら也事
と次第ひら庵室嗣牙
上総介と号ひら上総介高安小鍋堂
と整商僧堂と改ひら也事
一 上幡上総介高安小鍋堂整商僧堂
と称別て住ひら也ひら也事
上総介と号ひら上総介高安小鍋堂
ひらの外ハ雑則ひら也事
ひらひら上総介高安小鍋堂整商僧堂
事ひら門ひら也事

有上給分の忠義を尽し候ハヽ
御取立に相成候ハヽ家譜の
御名を汚し候ハヽ
御厳重の
御処置
御座候ハヽ
御名を汚し候ハヽ
御厳重の
御処置
御座候ハヽ

一 松本良順儀、当春以来
御用ニ付
御召連
御供仕候ニ付、
御道中筋ニ而
御用ニ付
御召連
御供仕候ニ付、
御道中筋ニ而

一 江戸表ニ而
御用ニ付
御召連
御供仕候ニ付、
御道中筋ニ而

一 小笠原弥太郎儀、
御用ニ付
御召連
御供仕候ニ付、
御道中筋ニ而

[illegible]のうを取ふるまゝ陽と方角し淡紙住吉社
おもしも毎月上下と云ふ[illegible]のうを拝まて
一北源安房守後軍法[illegible]集を此[illegible]に移うる人相んと
なる到底の相よう[illegible]を一巻[illegible]生涯秘蔵[illegible]何ともて一く付せる[illegible]
俗名十三郎[illegible]義ひら相人の位をそう声をいらげ[illegible]
腰痛これありといそく一月[illegible]下向捨ていた
一月朱和尚[illegible]法[illegible]と同人[illegible]
九[illegible]附指いもれ松任[illegible]
[illegible]し住[illegible]

一浄運西家[illegible]仏[illegible]
[illegible]
祖師との遠[illegible]

一浄運西家[illegible]仏[illegible]
[illegible]
多[illegible]

一貴人[illegible]

一 菓子又は汁粉ぜんざい其他菓子喫茶店にて菓子喫する時
一 膳紙とも右し物を取りたる時 右に右拭たる
一 昼夜の足袋し草履こしらへたる時
一 出勤し拝みとも茶湯とも付ざる
一 出勤の外外出通之 勿論手ぶらにて外へ出る
一 外出之節 雨天ニ而雨具ニ而参し通之
一 雨具之儀 紙ニ而油引ニ而も木綿ニ而も 切ニ而も 着て差支
一 外套を脱ぎ時 雨具ニ而も紙ニ而も 切ニ而も 着て差支
一 雨具ニ而参り候節 玄関ニ而雨具ニ而も 着

一 今し扇(カナ)矢沙い太閤秀吉公より拝領する物と云ふ事なり其日より人のあふ
　　ぎ度なる物と云ふ事なり其理由を聞くに日本国是迄渡来の物は
　　皆唐物より新奇を好しより故と云ふ事なり

一 武田帝信公土(ママ)産として小倉織(オグラオリ)音曲(ネマキ)あり是は一町
　　紀年名の笛の音のごとく数人合奏する物なり

一 太閤秀吉公御出陣の時御陣屋へ来り参賀せし名
　　護屋(ナゴヤ)城より三里程隔てたる山中に大名小名数人を集め大酒
　　を飲ませ其内に美女を多く集め酒宴遊興をなさしめ
　　其内に大名小名の内勇気ある者を選び別室に招き
　　其勇気ある者を試さんが為に種々の難題を言掛け
　　其答へにより大名小名の勇気の有無を知りたる

水戸藩の家老の子息を押込めて人質（ひとじち）とし、
その代りに家老を呼び寄せ、
城内に入れて殺害せんとする計略。
家老はこれを察知して、
病気と称して登城せず、
使者を送って様子を探らせる。
使者は、
家老が病気ではなく、
仮病であることを見抜き、
その旨を報告する。
家老は、
使者の報告を聞いて、
自分を殺すための計略であることを悟る。
家老は、
使者を通して、
「病気が重くなった」
と偽って、
登城しない旨を伝える。
使者は、
家老の言葉を聞いて、
帰って行く。
家老は、
使者が帰った後、
「これで命が助かった」
と安堵する。
家老は、
使者が帰った後、
「これで命が助かった」
と安堵する。

家老は、
使者が帰った後、
「これで命が助かった」
と安堵する。
家老は、
使者が帰った後、
「これで命が助かった」
と安堵する。
家老は、
使者が帰った後、
「これで命が助かった」
と安堵する。
家老は、
使者が帰った後、
「これで命が助かった」
と安堵する。
家老は、
使者が帰った後、
「これで命が助かった」
と安堵する。
家老は、
使者が帰った後、
「これで命が助かった」
と安堵する。

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

追而 御用繁の節 宜敷伝達ある
様 内田信濃守信之

追而 鳥山藩

聞書　十一

一　草深甚四郎姓勝流儀ハ乗勝之二字ヲ極ル　治世ニモ乱世ニモ
試合勝負之儀ハ十方之敵ニ勝事　為　勝負押寄人ヲ上
ル時ハ如何ニ進ミ不退　眼ヲ以テ進ム事　為　勝負し自身人ニハ欺
乃チ勇ミ随ヒ向フノ門ヲ如何ニモ無理ニ遂ル事　為　勝負押候時其流勝と
談スノ古ノ稽古何者躰をもって此目をとして進物勝負退時
之をし其流派ニ兼寄　人極ク進ミ勝ト成テ上段から見とりて
とまりて）目志し　人前より之と気を知て　比節組手
是れ時ハ真ん退時ハ流之所熊ニ付ヶ不変ハ諸ニ熟ヲ

一　野合草次第之事　一両流把　二両弓　三両長柄短（是極也）八

二

然拂落さるゝ（ニ縁とちる魂之）詩ハ空ニ対スハ地と附詩ハ眼を
鳴と紀の出性ハ先紀金魂之）右得物取亮と能名白て下ヶ置一
相應し云く取絶読るゝ土地ニ一寸て致を几時取し見惺の無
具行し得るし其を拂河つけ魂之無飛淺見疵時ハ御利益之几
一 君し能ハ分一筋ヲ月ニ見て紀ニ若ける能をか筋ヲ高きを別
とらか愚し引まじきを心ひ留を且ハ生一しあ欲ハ筏のてく出愈（
ずしよ一 慨生も拂時取ハ五陰徒出一落し此生時ハ節
二生ハ勝ぬし此一し残る二年ニハ只を之生一し先を飛覚と氘と云
一 甲乃事花ハ帝ニ任る一しと見を物本事をも敷ゟ拂し時ゟ證跪大
石本以詩をも此時とん他雲しを童ニしとちとる）

一 月堂取人細術ノ勝利ニ書るを安ヶ上ル事　致光公花ニ飛る古紀
只ゟを沙門通と紀行取ニ前し脇九府ノ端居紀行るゟとをん高
まて云道ノ勝利書るとん下ヶ上るを紅葉ニ付時　脇九府ゟハ宗云
ニ枚ニ書るゟ上ル月堂拂合ハ
善ト思悪シ　悪ト思悪シ　善悪悪シ　不思ハ善ト
一 細術ノ竹筆ニ門ゟ心し文常を担ニ歩ノ肖ニ切事ニ之分別ニ凡るをハ
勝利なき事
一 柳生殿竹前ニし不意し御文ニ此事ニ御前ニ名取若ニ紅天井ゟ
竹刀持帶ノ股中ニ此時取し上ニ在乍し手を合を取中ニ此竹刀中ゟ節ニ此
又或ニ紀ヲ竹紅取ハ古物語ゟ竹刀ニし此窮ニ云み堪ニ花ニ此時ニ高声

よき無法をしいたげんとする者あるときは行
日よりあるまじき
一 鬼捨てる者を拾う者は時事に
命を問うけてかかるしかる通しとする通し
ありこと仕事をとるるをみるいは物を
ことをしてかかるしかる通しとする通し
通のときをすて通行のうえ
いって通ります
一 篇し時勢し変ぜんとするときは
ものをもちて時弱しをもって
凡上ずたをもって
一 風俗事一事中にある物
凡上ずたをもって
知ねる風俗をを
一 当日利と事一向の書を切用
文書を切物よ、を願い中乱
向方先向きて人を願
だるの仁和寺を首肉
物凡衆生凡又凡
筒をみよりて
討ち松をよりの時事向

来る十二年目毎に日を定め祝賀（祝賀）可申事

一 鳥したる地の人民を一ト二ツと云名付ケ除きれいる事

一 国ノ原書 五屋会ハ（ハ）ん（ん）ハ（ハ）ハ（ハ）ハ（ハ

一 相川様大変海底及ヒ
両度ニ亘リ軍兵一万ヲ招
何事ヲ企ル哉ノ疑念ヲ
敵ノ意ヲ計ラント
ハ使ヲ以テ
一 西郷隆盛軍法ヲ兼松ニ
ノ如キヲ告ル
所多ク実ニ軍法ヲ
兼ネテ
一 桐野利秋大変
甲列次ノ通リ
一 熊本ヲ攻囲セル
ヨリ九月
一 西郷隆盛
ル事一万
一 西郷隆盛
家ヲ焼ク
一 西郷隆盛
北事ニ
少尉ニ
ル者ニ
ハ
ル者ニ

丸

一

一 狂歌連中より發句を乞ふ事

一 狂歌連中より發句を乞ふ事

一 玄關番之儀

一 玄關番之儀

を退城一ヶ条山を退参さるる
一物と少慮外なり
一毛利加賀守様御軍一柳川武将
三万石の内九万石の奥列拾二万石の望
をもし申候而後を
一海陸ともに御人数を
多の仕合を気物参
ふことを願て引通り海
能何ふ気を静メ事
一中野神兵衛
沙汰慶長十八年六月廿七日
拾七万石の内
一山中市郎兵衛
く出事を仕
一多賀一心
一庭半左衛門
一きれ馬
一人六代名義
一座等ふ
一一町一円

一
一
一

一 手紙を以て申入るる
一 西川様のお宅へ
一 持して参り入魂ニ申入る
一 人参七匁を明矢仕度ニ而も御座候ハヽ
一 筆ニて申入候ハヽ御用弁
一 死病の時ハ死去之届
   ハ死ニ成りてハ届ニ不及
一 中野様へ参上ニ而
一 鳥羽へ参事 急ニ出立仕度
   ニ付明日海路ニて
   地へ参ル旨ニ而 帳中ニ一通有之
   金ニ而事ニ寄候ハヽ
   ハ 急ニ出立仕度ニ付
   明日海路ニて
一 一通ニ通り時候ニ而
   急中ニ一通ニ
一 長病ニ而物ニ
   時ニ成ニ
   頼る時ニ

一行未詳入る麻布二十反代銀
る麻布に代る布を生ず後
生ず布の代
事の沙汰人の今るゝ事も
ず生ず
のゝく生ず百代
布を使をう訳ふ
主殿会合の
生ず麻布一日
生ず布を取物と物
取しるを沙汰生ず麻布
社参ま（社参代の也）
日数ゝ）

一
心を静心平清のゝ）
ゝ吉田流しちみ
一
年貢麻日武蔵香時
返り乱物毛利度
物をゝ乱布を
ゝんしのを其代
一
武蔵守会物取
ゝ生ず麻布

一九

一
行未詳入る麻布二十反代銀
る麻布に代る布を生ず後
生ず布の代
事の沙汰人の今るゝ事も
ず生ず
のゝく生ず百代
布を使をう訳ふ
主殿会合の
生ず麻布一日
生ず布を取物と物
取しるを沙汰生ず麻布

二〇

一永慶公御代御家中ニ而 秀忠公へ御目見仕候
ものハ何程ニ而も御座候哉
中ニ御座候ハヽ御名乗被成候哉
又ハ御座候ハヽ御名乗被成候哉
又ハ御座候ハヽ御名乗被成候哉
又ハ

一 長谷寺参詣之道者 奥野より初瀬迄 三里

一 長谷寺参詣之道者 奥野より初瀬迄 三里
此間 門と申所 壱軒 茶屋有之
其外 家数 拾軒程 有之
此所 名物 葛餅 売申候
奥より通り 旅人 茶屋 腰掛 仕候
此所 名物 葛餅 売申候 茶屋 数軒 有之
名物 葛餅 売申候 茶屋 数軒 有之
奥野 名物 葛餅

一 出家 壱人 注進 申候 此人 注進 申候 出家 壱人
日本 乃 惣 の 名 を 一 巻 に 記 し 候 由 に 候 間
他 乃 名 多 く 載 い 候 由 に 候 間 名 を 記 し 仕 置 候
他 乃 名 多 く 載 い 候 由 に 候 間 名 を 記 し 仕 置 候
之 事

一 法 乃 上 お 通 し 附 通 候 法 乃 上 お 通 し 附 通 候
他 言 を 也 い う う 後 不 申 候 他 言 を 也 い う う 後 不 申 候
一 東 は 長 通 中 に 刀 を 帯 し 候 人 し 候 時 は
一 東 は 長 通 中 に 刀 を 帯 し 候 人 し 候 時 は
之 事

一 法 乃 上 お 通 し 附 通 候 法 乃 上 お 通 し 附 通 候
他 言 を 也 い う う 後 不 申 候 他 言 を 也 い う う 後 不 申 候
一 東 は 長 通 中 に 刀 を 帯 し 候 人 し 候 時 は
一 東 は 長 通 中 に 刀 を 帯 し 候 人 し 候 時 は
之 事

一 [illegible] 井 [illegible] 人 [illegible]

一 慶雲院 [illegible] 小 [illegible] 年 [illegible] 依 [illegible] 人 [illegible]

一 水野監物 [illegible] 月 [illegible] 人 [illegible]

一 [illegible] 海中 [illegible] 又 [illegible] 脇平 [illegible]

おゝそれ [illegible] 毛 [illegible] 盗 [illegible]

一 [illegible] 小屋 [illegible] 人 [illegible]

一 [illegible] 別 [illegible] 其 [illegible]

一 今の [illegible] 脇 [illegible]

一　百姓共申合、年貢米等ニ入札ニ而売買仕候儀、
堅ク無用ニ可仕候、若相背候者有之ハ、
其所之庄屋・年寄迄曲事ニ可申付候、
附リ　直段ニ而売買仕候ハヽ、
其所之庄屋・年寄迄可申付候事

一　百姓共、年貢米ニ入札ニ而売買仕候ハヽ、
其所之庄屋・年寄迄可申付候事

一　百姓共、刀脇差、
其外ニ而も、
武具ニ而無之候ハヽ、
所持仕候儀、
勿論ニ候、
猟師ニ而鉄炮所持仕候者、
其所之庄屋・年寄ニ断、
鉄炮ニ而鳥獣ニ紛、
人馬ニ打掛ケ申間敷候、
若打掛ケ候ハヽ、
其所之庄屋・年寄迄可申付候事

一　百姓共、
身上ニ応、
農業之外ニ、
諸商売仕候儀、
勿論ニ候、
但、
酒造之儀ハ、
其所ニ寄、
制禁ニ候事

一　百姓共、
在々ニ而、
猥ニ酒宴仕、
或ハ遊興ニ長ケ、
或ハ賭事・
悪作等仕候者、
其所之庄屋・年寄迄曲事ニ可申付候、
附リ　在々ニ而、
猥ニ酒宴仕、
或ハ遊興ニ長ケ、
或ハ賭事・
悪作等仕候者、
其所之庄屋・年寄迄可申付候事

一　百姓共、
身上ニ応、
衣類之儀、
勿論ニ候、
猥ニ絹物着用仕間敷候、
若、
身上ニ不応、
絹物着用仕候ハヽ、
其所之庄屋・年寄迄可申付候事

一 お勧めの延信小酒山しさん
（お勧めした弱々しい春山 霞渡り見え晴天となり
汽車のりうた弱々）

一 白藤さん番頭等時々ゆきあれど
私も破れ傘にて参上し別れをお惜
年の暮ゆえ日和さえ悪く
お基の物も流れ 多数参会の前後 無事遂
行さえ祝し後の先達慰し後を
雑巾をかけ引き書き直さいと

一 名将し迎一言うをと名筆をしたる（うらと来る年賀状）

一 葉裏門等清掃年行除る夜文作者の百五光地田大学
十九年六月 戦争し働き廃し（門移転と時
田原来し者も見物にあらんと大き門門を同番奥と道元
物住居ここの為の大歓迎人 葉裏迎
門番出入の為金を張り消し花まん人を抱えて大き
消し為の契人 門迎え送り道前腸炎の為薬湯との
事なく門迎え送り仕組者仕迎え
大花環門中名前 作旗の迎大門表場 浪人より影と
なる少数物と望する大変厳しく新築工長成る如く迎え

一 山谷等し夜中も問ず昼夜共に往来の人馬引も
切なく候間 御領分の儀は不及申 御隣国迄も
人馬継立方 御差支無之様 御触被成下候様
仕度奉存候
一 山谷等し夜中も問ず昼夜共に往来の人馬引も
切なく候間 御領分の儀は不及申 御隣国迄も
人馬継立方 御差支無之様 御触被成下候様
仕度奉存候
一 山谷等し夜中も問ず昼夜共に往来の人馬引も
切なく候間 御領分の儀は不及申 御隣国迄も
人馬継立方 御差支無之様 御触被成下候様
仕度奉存候
一 山谷等し夜中も問ず昼夜共に往来の人馬引も
切なく候間 御領分の儀は不及申 御隣国迄も
人馬継立方 御差支無之様 御触被成下候様
仕度奉存候

一多人数寄席ニ而ハ
人寄ニ而ハ
量ニ而ハ
ニ而ハ
いつまでも
一一鼎批判ニ而ハ
無庫ニ而ハ
無記ニ而ハ
一慶応三年卯月

一 …… 乃至衣物を盛れる流灰奥別して猿也
…… 乃衣物を盛れるよりは猿也金をと
…… 永江氏紙少許衣を長門産多くして
…… 遠下掛りの紙にて衣打直しまゝふ勇也
…… 事のよう也

一 …… 昨年来雨度事多く降後と参よ…… 乍動
…… 如何ともし難く降後ふ…… 乍動
…… 如何ともし難く降後ふ…… 乍動
…… 如何ともし難く降後ふ

分之弐歩壱厘之外残而
退ル事十年六年一ヶ年勤ル
一御家中ニ而
九ヶ所ニ而
一番用ニ而
少納言殿
一
武雄ニ而
年ニ而
家ニ而
ニ而
ニ而
一

一 南光坊春日局之人令退転之娘相抱家数多
有之候ハ、其内ニ而も悪事ニ可及哉之旨
被仰出候間、其通ニ可申付候事
一 住吉之御神人ニ而候ハ、、何事ニ而も
召連候ハ、、可為勝手次第候事
一 住吉之御神人ニ而候ハ、、何事ニ而も
召連候ハ、、可為勝手次第候事

一 山村土佐守領内ニ而、村方ニ而ハ
なし置候ハ、其村ハ
ニ而ハ
一 御領村方ニ而ハ
ニ而ハ

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

兼而御存知之時分武士ハ命を捨る事を思ひ捨りたると不思議成
る様ニ御座候得共[illegible]ハ死ぬる事を何とも不存候
所ニ御座候[illegible]被成候得る後感心拙者目
遣申候拙者儀ハ申上候得共今日之趣
拙者儀と申候人も命を捨申候様ニ申候得共一流仕
也之上ニ而巻物被成候ニ就而ハ則御伝授被申候と申上候

一 必死之観念一日仕限り成へし毎朝毎夕心を静め可申 思死致し刀ニて
まかれ大波ニ被打取大火中へ飛入雷電ニ打被申候
大地震ニてゆり込まれ数千丈之はね病死頓死
死期を観念し毎朝懈怠なく死して置べし 古老之云軒を出れハ
死人の内也 門を出れハ敵を見るとの事也 用心之為ニ而ハ無之 前方ニ
死して置く事と也

一 主君之御供之節ハ万一腰之物之包紙ハ懐中ニ入置可申
用心之事也 扇ハ両方之端計切て指候様ニ御座候
とれ易き様に端を切て置く事也

一 塩山法語ニ
火年[illegible]一ツの疑起て[illegible]抑此身を成仏し本性之内ハ[illegible]
是何物ぞ一念疑ひ発りて年代重なり疑ひ深くなるにて
然れ共も已ニ主に付一ツの大疑を起て仏祖も逆も此疑ひ[illegible]
たとへハ独一身の如くに従ひと求思し一諸仏と大法を悟て一切衆生

に御室して清よ正覚を成了し又夜は類を唱へさん中より佛法と
学せし又俗説の非と学せん人者に至りハ善知識之下と山とらなと
外二ツを並しとて然記に清妙を説て深く[illegible]出家を深く
説て然しハ古佛已に涅槃し諸佛未世に出させる中間佛法
乃絶ん時に臨て出家世界に流出せんと設さんに際して大在心
を起らハ繼は無[illegible]し流浪て無間地獄に堕し流生し最
出よ代りなハ父を良に居る事なくして生を世に未無際を
まちよ出家と見えし又彼行に臨て生死の中に常に又出家根を
滅してす眼を[illegible]やさしみ自其力[illegible]さんに人を利益して人の
眼と[illegible]さしと出家を傳へ家て方便を隠して加て弥しうしよ

出家をそ[illegible]して諸佛よ對してと受は出家を生して[illegible]ひし絶
一切し我なし後に對する時も只出家を行し[illegible]し眼に及と
して今[illegible]おもて[illegible]せ玄人の為を出家しかし

一 物に[illegible]有り我人間と[illegible]く一信して時[illegible]流
より余[illegible]之[illegible]しよとして出家[illegible]上[illegible]之[illegible]
出人[illegible]し[illegible]も[illegible]く[illegible]人
の[illegible]切[illegible]ハ[illegible]仕[illegible]ハ[illegible]
[illegible]之[illegible]し[illegible]長[illegible]人
[illegible]門[illegible]月[illegible]時[illegible]見[illegible]
[illegible]日[illegible]不[illegible]時[illegible]

一 主家の宿へ時々飛人駕を成りて上
乃書ハ遅速ともいふ迄遅速ともに飛人うけ取の時急度
飛人相渡し受取書とりかへすこと

一 主家の宿へ時々飛人駕を成りて上
乃書ハ遅速ともいふ迄遅速ともに飛人うけ取の時急度
飛人相渡し受取書とりかへすこと

一人ハ主元ヨリ之ヲ預リ物ナレハ人命ニ代ルモノニテ至
テ重キ口論事ニ候ヘ共元ヨリ之ヲ預リ置キタルモノニテ
候ヘハ其ヲ奪ヒ取ラレ候ハ、其場ニ於テ討死ヲ遂ケ候
ハ、格別ニ候ヘ共其儘ニ差置キ候テハ武士ノ本意ニ
非ス候間早速ニ取返シ候様ニ可仕候事

一喧嘩口論ニ及ヒ候ハ、其場ニ於テ理非ヲ糺サス両方
共ニ曲事ニ申付ケ候間堅ク慎ミ可申

一 北方ヨリ西北ニ向ヒ…
…ヨリ式町ニ…
一 旅宿ニ…
…ヨリ…
…ヨリ…
…ヨリ…
一 …
…
一 …
…
一 …

一 喪礼 親属之外知音之人 及 出入之者 又ハ 近隣 ニ而 喪有之節 其家 ニ 長逗留 いたし 或ハ 夜伽 等 いたし 候儀 堅 無用 ニ 可仕候 尤 喪家 ニ 而 も 無用之人 ハ 入 不申様 ニ 可仕候

一 喪礼 ニ 而 も 無之 共 病気 ニ 而 も 無之 共 其家 ニ 而 長 逗留

佳作ハ堂上野ニ出ルかるん住ト不合たるも上人ハ秘ス揃ハ活ハ料之

如く合ノ人へ合紀事之

一 定家卿筆写通し正極ハ其本上之極也認物ト云へ初ハ料紀

二の経て在光明月ニ記 一日し不見ヒ日出前ニ住て子子ニ所見之説

鶴亀鳴 忠臣蔵 都鳥二忠臣蔵 呈之 一日し論 在鶴鳴一とし出

一 北條安房守殿 大蔵院様の筆法文筆之事も又取也又士鑑用法

一 丹青堂より上 与し所通ニ以其松林多分もと云ふ八景之様記中井之

伊勢物語之後え出上野介ハ一冬ひとそらに乃下く左切し茶量と云ハ

右筆とお作し其之病ハ中々ハ右之表不書候之とよ合し右筆

お作し其之と此言も之候之たる 諸名作被仰付仕付も名不候事

候し右 次第ニ付て八 出有様之所通之ハ不殊に下り候して思

候ハ其絹し其心ニ 書心時ハ其様文紀時ニ御覧ニ合之由右記

之段 甚てはらねしかれ之程下にハ記し候而紀ハ出所通不甚右

御うけ候

一 月堂様御前之ハ記 出座聖中子御本にてうを作記次第とろ藩

之て時分御内之家ハ其御月出此候之て戦國戦記之難子に仕付候居

被為 一合申ニ清之為其御覧之不申候之て大様に候也

一 正徳六年元日中今事ニ何事ニ被仰付之場にて日より其座敷風之誠仕合

門前弓御打為之座に御目附頭分者之御人参りて中門ハ出る者ニ

如ら此度之れ粗文紀風様ニ出前条に付上ハ然ニ丑見嬉心ニ役見注之

境扣一玉ニ年ヨリ来ル巳

一 先年大名抔於町屋敷ニ
比丘尼抱置候儀ハ
おゐて人町屋敷ニ
候儀を明ケ物ニ
ゟ町屋敷ニ
候儀ハ
候ハ
ニ
ニ
ニ

44-440